

本日の会議に付した事件

平成27年第1回山元町議会定例会（第5日目）

平成27年3月23日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第52号 山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（委員長報告）
- 日程第 3 議案第53号 山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第 4 議案第54号 山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第 5 議案第55号 山元町保育の実施に関する条例を廃止する条例（委員長報告）
- 日程第 6 議案第16号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第17号 山元町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第18号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第19号 山元町乳用地及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第20号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第21号 山元町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第22号 山元町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第23号 山元町公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第24号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第28号 山元町道路線の認定について
- 日程第17 議案第29号 山元町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第30号 平成26年度山元町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第31号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第32号 平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第33号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第34号 平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第35号 平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 委発第 1号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第 4号 山元町新型インフルエンザ等対策本部条例（委員長報告）
- 日程第26 議案第 5号 山元町子どものための教育・保育に関する利用者不安額を定める条例
（委員長報告）
- 日程第27 議案第 6号 山元町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第28 議案第 7号 山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

- 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第 29 議案第 8 号 山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（委員長報告）
- 日程第 30 議案第 9 号 山元町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（委員長報告）
- 日程第 31 議案第 10 号 山元町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（委員長報告）
- 日程第 32 議案第 25 号 山元町高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について（委員長報告）
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 27 年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 34 議案第 37 号 平成 27 年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（委員長報告）
- 日程第 35 議案第 38 号 平成 27 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 36 議案第 39 号 平成 27 年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 37 議案第 40 号 平成 27 年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 38 議案第 41 号 平成 27 年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 39 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 40 閉会中の継続調査申し出について

午前 10 時 00 分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成 27 年第 1 回山元町議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 124 条の規定によって 3 番渡邊 計君、4 番菊地八朗君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

委員会提出議案の受理。議会運営委員会委員長から議案 1 件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案の受理。町長から議案 1 件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出。各常任委員会委員長から、閉会中の調査報告書が各常任委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布

しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第52、日程第3．議案第53号、日程第4．議案第54号、日程第5．議案第55号の4件を一括議題とします。

本案件は12月5日、総務民生常任委員会に付託し、平成27年第1回山元町議会定例会まで延期し審査をしておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。委員会の審査報告書について、皆さん配布されている書面をもって報告にかえさせていただきます。

審査委員会報告書。本委員会は平成26年12月5日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

議案番号、件名、審査の結果について報告いたします。

議案第52号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第53号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第54号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第55号山元町保育の実施に関する条例を廃止する条例。いずれも審査の結果、可決すべきものという結果であります。

また、これにつきましては意見があり、その内容につきましてはこの条例は国で示された従うべき基準及び参酌する基準をそのまま準用し、山元町の地域性、独自性を考慮した内容となっておらず、現段階では判断できないとの意見がありました。

以上、総務民生常任委員会委員長遠藤龍之。山元町議会議長阿部 均殿。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

6番遠藤龍之君の反対の……、一括議題なので。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私は今上げられております4件のうち、山元町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、それから議案53号山元町教育特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対し次の理由から反対をするものであります。

このこれらの条例は子ども子育て支援新制度の導入により小規模保育所など地域型保育給付の各事業の保育所の保育室の面積基準、保育士の配置等の認可基準を定めるものとなっております。子ども子育て支援制度では対象となる施設がふえ、施設型保育と地域型保育の2つに分類され、施設によっては基準も別々につくられるため格差が生まれてしまうという懸念も示されております。と言いますのも、国が示す基準は最低の基準

となっており、自治体は厚生労働省令に従い、従うべき基準、参酌すべき基準をもとに国基準の上乗せなど自治体が独自に決めることができることになっております。今回、提案されております町の条例案は国が示している最低の基準によるものとなっております。

国が示している最低基準には保育の公平、充実という点では懸念される内容も含まれております。懸念される問題としましては、1つは給食の扱いであります。給食は自園調理が原則であります。給食は自園調理が原則ですが、連携施設等からの搬入も認められており、調理の場所については調理室ではなく調理設備とされ、調理員も委託や連携施設等から搬入する場合は必置とはなっておりません。給食は自園調理とし、調理員は配置すべきと考えるものであります。

2点目は保育士の配置であります。施設によっては無資格者でも対応することができると国の基準は示しております。どのような施設、事業であっても子供の保育を等しく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育士資格者とするのが求められております。

3点目は保育室等の面積基準等保育環境についてであります。ゼロ歳から2歳まで年齢の異なる子供を保育するためには1人当たりの面積基準に加えて食事や遊びなど生活のスペースと睡眠のスペースなど、年齢差を考慮した複数のスペースが確保できる基準が求められております。これらについては少なくない自治体で上乗せした条例を検討しておりますが、少なくとも現行の自治体水準を下回る基準設定とすべきではないと考えております。

4点目は保育料の負担増についてであります。新制度のもとでは新たに保育所以外の施設についても自治体が保育料を設定することになります。これまでの保育所の保育料については国の基準が高額なため、自治体が独自に軽減措置をとってきましたが、新制度のもとでの保育料の設定に当たっての保育所保育料の軽減措置を継続し、現行水準を超え負担増があってはならないと考えておりますが、山元町では負担増が予定されているということでもあります。

5点目は坂元地域の保育機能の確保についてであります。国の最低基準を内容とする町の条例案では今後予定されている町内格差が想定されること等々、この条例案には幾つかの懸念が挙げられ、これまでの保育行政を大きく変える内容となっております。

新制度実施に当たっては子供の権利保障を基本に、格差のない保育教育の保障、現行水準を後退させず子育てするなら山元町の思いを大いに発揮し、各種基準の上乗せ等その維持拡充を強く求め反対討論といたします。

議長（阿部 均君）次に、原案の賛成者の発言を許します。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それでは、議案第52号から55号まで、一括議題となっておりますこの条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

子育て支援が強化される背景には、深刻な少子化問題があります。働く女性がふえる一方で、仕事と子育ての両立が難しい状況が続き、子供をあきらめる人が多いことも一因とされております。保育所に申し込んでも入れない待機児童は全国で約2万1,000人と依然として多く、解消は急務であります。今後は各市町村が保育の幼児教育を充実させ義務を負う、また多くの自治体で保育関係者や利用者らが参加する子ども子育て会議が設置された。住民の声を事業計画に反映させていくことも求められております。

そういった中で、この52号につきましては今後家庭的な雰囲気のもとで5人以下の小人数を対象にきめ細かな保育や小規模保育事業の施設が参入してくる可能性と、また面積については国の安全性と健全育成を勘案した基準と考えられております。そして、利用者の方々の選択肢もふえ、子育て支援を推し進めることができるとの立場から、私は賛成をいたすものでございます。

なお、意見として記載されております中身でございますけれども、この条例の制定に当たっては国が示した基準を満たすことを基本となっておりますけれども、十分にその辺を参酌した結果であれば地域の実情に応じた異なる内容を定めることができるとなっております。山元町の地域性、あるいは独自性を考慮することが十分できるものと思われま。以上の観点から私はこの点について52号から55号まで、賛成をいたすものでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第52号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第53号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第54号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第55号山元町保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第16号山元町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。配布資料No.13、条例議案の概要にてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、東日本大震災で津波被害のあった区域の固定資産税に係る地方税法附則第55条に基づく課税免除は平成26年度をもって終了することから、平成27年度以降において地方税法第367条に基づき町が固定資産税の減免措置を講ずる必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、固定資産税の減免につきましては地方税法の第367条に基づき町税条例第71条に規定しております。減免を受ける場合は同条第2項に減免申請書の提出が義務づけられておりますことから、町税条例第71条第1項第3号災害または天候不順により著しく価格が減じた固定資産について減免すべき事由が明らかである場合に限定し職権により減免措置ができる規定を加入する改正でございます。大変恐縮でございますけれども、議案第3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。3ページの表中の中ほどの下線部分をご覧いただきたいと思っております。ただし書きの町長が固定資産税を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は職権で減免することができるというこの文言を加入するものでございます。なお、減免する事由につきまして規則を改正し、東日本大震災に係る津波による被害を受けた土地、家屋に限る旨を規定しております。規定内容につきましては地方税法による課税免除すべき事由を基本的に承継するものでございます。

補足資料といたしまして、先ほどの条例議案の概要の裏面に資料1において津波による被害を受けた資産に係る固定資産税の課税免除からの条例減免の移行について条例改正の経過についてでありますけれども、平成23年度において地方税法の一部改正によって課税免除が施行され、24年、25年が継続されましたが、26年度の税制大綱におきまして1年延長されましたが、平成27年度からは一般の措置に移行するという旨のことになりましたことからの条例改正という旨を説明させていただいております。平成27年度以降の財政支援については、減免額を震災復興特別交付税の予算に計上する予定であると国のほうではそのような通知が来ております。

続きまして、課税免除が終了することになりますことから、その対応についてでございますが、そこに記載してありますとおり、社会資本の復旧等の状況等を勘案して条例

で減免措置をするという旨で対応するという旨のものの説明でございます。規則の整理等でございますが、その考え方、さらには減免の手続等について並びに減免対象となる土地について及び災害危険区域の評価等について、またその裏面のほうに資料2において津波被害区域における課税免除から条例減免の移行のイメージ図を添付させていただいております。施行期日は平成27年4月1日でございます。ご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第16号山元町町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）説明員、税務納税課長平田篤司君が退席し、これからの会議同課固定資産税班長佐藤繁樹君が出席する旨の届け出があります。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第17号山元町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。配布しております資料No.14のほうをご覧ください。ただければと思います。

まず、提案理由からになります。平成27年度から子ども・子育て支援制度の開始に伴いまして、児童福祉法が改正されることによる整合性を図るため保育所条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。まず第1条というようなことでございますけれども、こちら、見出しのほう、設置規定から趣旨規定というふうに記載させていただいております。第1条の内容につきましては、子ども・子育て支援制度への移行に伴い、法令との整合性を図るため保育の実施や保育所に関する規定について明記をするものでございます。第2条の改正内容でございます。児童福祉法24条に規定されております保育の実施の規定を明文化して追加するものでございます。第3条につきましては、保育者負担額を保育料とすることを規定するものでございます。こちらが保育料の徴収根拠となります。

第4条の内容につきましては、引用の部分ですが、児童福祉法を法と表記変更するものでございます。第5条につきましては、申請手続等に対する規定を条文の中に追加するものでございます。これまでは管理運営とだけ記載されておりましたが、文言を追加するというふうなものでございます。

施行期日は27年4月1日となります。以上、議案第17号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第17号山元町保育所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第18号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第18号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。配布しております資料No.15番をご覧ください。

まず、提案内容になります。児童福祉法の改正により放課後児童クラブの対象となる児童の範囲が変更されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容になります。条例3条になりますけれども、放課後児童クラブの対象年齢の拡大でございます。内容的には1年生から3年生だったものを6年生までに拡大するものでございます。法令の根拠といたしまして、子ども子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法令の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法律、これによりまして児童福祉法の一部が改正されました。改正法の中では6条の3によりましておおむね10歳となっていた対象につきまして小学校就学児童というふうに変更になってございます。施行期日につきましては27年4月1日とさせていただきます。

議案第18号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。現行1年から3年まででしたが、とりあえず現在の1から3年生まで何人いて、今度新しくなる4年から6年生までどれくらいふえるのか。その辺をお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。現在ですと2カ所に児童クラブがございます。山下小学校児童クラブにつきましてはこれまでですと20数名、25名前後のところまで推移をしておりました。それから坂元小学校児童クラブにつきましては10数名の部分で入所児童につきましては前後しておりました。この後、来年から6年生までの拡大を行うわけでございますけれども、これにつきましてはまだ希望というふうなものがとられてございません。こちらの推測からしますと数人の方々がお入りになってくるのかなど。今度4年生になる方が特に何人か入ってくるのかなというふうな推測のほうはしておりますけれども、具体的な数字につきましては保護者からの申請に基づくということになりますので、把握まだできておりません。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第18号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第19号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第19号山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議会配布資料No.16番のほうをご覧くださいと思います。

それでは、提案理由からになります。子育て支援施策の充実を図る一環といたしまして、乳幼児及び児童医療費の助成の対象者等の見直しを行い、助成制度を拡充することにより子育て世帯の負担軽減を図るべく条例の一部を改正するため提案するものでございます。

改正の内容になります。まずは題名の変更というふうなことになります。改正理由につきましては、山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例としておりましたが、これを山元町子ども医療費の助成に関するというふうなぐあいに改正をしております。条文中につきましても乳幼児及び児童というふうな部分につきましては子どもというふ

うな統一の語句に改めているところでございます。それから拡大範囲というふうなことになると思います。助成対象の拡大というふうなことでございますけれども、これまでは通院部分につきまして小学校入学前ということで6歳に達する前までということにしておりましたけれども、これにつきまして中学校終了前までというふうな形に拡大をしているというふうなことでございます。年齢的には15歳に達する日の属する年度の末日というふうな表現になってまいります。それから入院につきましてはこれまでと同様な助成の対象ということになってまいります。それから改正のポイントとしましてもう一つ、所得規制の緩和というふうなことでございますけれども、これは施行規則のほうでの改正というふうなことにはなっていないと思います。所得の高い方にも対象となるようにするものでございますけれども、これまで県のほうで定めております乳幼児医療費の助成制度に基づく基準額というふうなものを所得の基準にしておりましたが、これを拡大して児童手当法に基づく所得まで対象とするというふうなことにしてございます。

施行期日につきましては平成27年4月1日から施行し、平成27年10月1日以降の診療に係る医療費から適用するというふうなことにさせていただいております。以上、議案第19号についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。4ページの第4条の1項の新しい項目のただし子供の入院の助成額が年間50万円を越えた額については助成を行わないものとする。これは例の高額療養費絡みの措置なんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。高額療養費につきましては年額というふうなことではなく、その月のというふうな形になってまいりますので、それとは直接的には結びつきはございませんけれども、その都度高額療養費に該当する方々につきましてはその制度に乗ってやらせていただくというようなことにはなってはまいります。

この規定につきましては、年間で医療費の助成の額のトータルというふうなものの限度額を定めたもの、それを50万円に定めたものという規定になってございます。以上です。これは改正前も同じような規定をさせていただいてはありました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。所得制限についてなんですが、緩和したということでこれは評価できる場所なんですが、この改正後の対象者、何人ぐらいになるのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。

所得税の関連の部分で、所得の部分についての緩和というふうなことでございますれば対象者、それに33名がふえたというふうな形になってまいります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。確認なんですが、今所得税云々という話なんですけれども、ここで決めた余りほかに飛ぶような答えしないでいただければと。悩みますのでこの説明資料に従っての答えといいますか数字をよろしくお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。失礼いたしました。税という言葉は足してしまって大変申しわけありません。所得の水準、これにつきましてはこれまで医療費助成という部分から児童手当の所得額の基準という形にした所得、児童手当の基準にしたということに

つきましては33名の方々が新たに対象になるということでございます。改めて説明いたしました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

12番佐山富崇君の……。

まず最初反対の方のおりましたならば討論お願いします。ありませんか。反対の討論はないんですね。

佐山富崇君の賛成の討論を許します。

12番（佐山富崇君）はい、議長。本議案の賛成の意見で討論をいたします。今回の条例改正は子育ての支援を拡充するという意味合いでの拡助成対象の範囲を拡大するという内容でありますので、私は全面的に賛成をするものであります。ただし、今まで通院は小学生までと小学入学前までとなったのが中学校卒業までと15歳までとなったわけでありまして、大変結構ではありますが、甚だ遅きに失したというふうな思いが強うございます。県内では18歳までというのが大体これからは主流になってくるのではないかと思いますので、これからはそういう方向も含めて改正していただけるものに期待を込めて賛成討論といたします。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第19号山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第20号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第20号山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。配布資料のNo.17をご覧くださいと思います。

条例議案の概要ということで、まず提案理由になります。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令等の施行により、山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の介護保険料等を改正するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正による介護予防事業等に関する事項を規定すべく条例の一部を改正するため提案

するものでございます。

まず1番としまして改正の内容になります。介護保険法施行令等の一部改正に伴い、同計画の介護保険料段階及び年額保険料を改正するものでございます。また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正により介護予防、要支援者の訪問介護であるとか通所介護の部分でございまして、介護予防の総合事業への移行について平成27年4月施行となっておりますが、条例で期日を定める場合につきましては実施を猶予できるとされておりますことから、事業開始の期日を規定する内容となっております。

それでは、具体的な改正内容ということで大きく2点があるわけでございますけれども、まず1点目としまして(1)介護保険料段階及び介護保険料等の改正でございます。本町の第5期介護保険事業計画の保険料段階につきましては、国が定める基準段階をもとに6段階としておりました。今般、第6期計画につきましても国の基準段階のとおり9段階に改定になりましたので、国の基準通り9段階としてこれを改正するものでございます。また、第6期計画の介護サービス給付費等を見込み、第1号被保険者の保険料金基準額を算定した結果、年額保険料を改正するものでございます。これにつきましては、詳しい内容としまして裏面のほうをごらんいただければと思います。まず、介護保険料についてでございます。これは今説明しておりますとおり、基準の段階を第5期計画の6段階から第6期計画9段階のほうに設定をしております。基準額としましては、以前の第5期ですと4の2という部分だったわけでございますけれども、第6期につきましては5段階というふうな形になってまいります。この部分を1.00という掛け率という形で第1段階、第2段階としましては低所得者の部分ということですので、掛け率が低いという形になってまいります。要するに、保険料が低くなっているということでございます。それから第5段階以上、6段階、7段階となってまいりますと掛け率のほうは1.なにがしというふう形が大きくなっている。つきましては保険料のほうが高く設定されているということでございます。

(2)としまして、保険料の算定についてでございます。制度改正により1号被保険者の保険料必要額は給付費の21パーセントから22パーセントに法改正により引き上げられております。それから今後の3年間の給付費や保険者数等を踏まえた結果、保険料の基準額につきましては結果的に第5期計画よりも550円増の4,800円、これは月額です。月額で4,800円になったというものでございます。算定に係ります主な項目というふうなことで下の表のほうに掲げさせていただきました。これを5期、6期のほうで比較いただくということになるわけでございますけれども、一つの要因としまして介護保険料の給付費が残ってございます。これが一番大きいわけですが、その推計ということで①というふうなことでございます。5期と6期を比較するとこの3年間においては1億4,900万円ほど給付費のほうも伸びるだろうなというふうな予想でございます。それから②につきましては、今言いました1号被保険者の部分ということですが、これも改定になりまして5期は21パーセントだったんですが、6期になりますと22パーセントというふうなことになってまいります。この差額としまして3年間ですと7,100万円ほど見込んだということでございます。③としましては、基金の取り崩しを行ってございます。5期では8,000万円ほど投入できたんですが、6期におきましては3,000万円ほどの投入で料金のアップを抑制したという

形になります。それから被保険者の3年間の数値ということで、この3年間では594人ほどアップしていくであろうという予想のもと、保険料の基準額のほうを算定していたというようなことであります。繰り返しになりますが、第5期月額で言いますと基準額4,150円が4,800円でございますので、550円ほどの上昇というふうな部分になってまいります。

それから3番としまして、基金の取り崩しの説明を申し上げましたけれども、この基金の投入につきましては前年度の基金の残高というふうなことでございまして、第5期につきましては基金残高が23年度末ということですが、1億6,300万円ほどあったわけでございますけれども、ですから8,000万円の投入ができたわけでございますが、今般の基金につきましては26年度の見込みにつきましては7,700万円ほどの基金になるのかなというふうに見込んでおりますので、3,000万円ほどの取り崩し額になるというふうなことでございます。それにつきまして、下の表にまとめたという形になっております。これが介護保険料の設定等の説明になります。

それから表書きのほうに戻っていただきます。もう一つの改正内容といたしまして、(2)でございます。介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置それがございまして、事業開始年度を規定したというようなことでございます。これにつきましては①から④まで書いてございますが、介護保険法のほうでは新たな改正介護保険法の115条の45の関係というふうなことになりますが、①としまして総合事業につきましては政令で定める有効期日は28年度末までとなっておりますけれども、開始年度につきましては総合事業については29年4月から始めるというようなことでございます。それから②の介護利用点検事業につきましては平成30年4月1日から、③④日常支援事業、認知症予防事業につきましては29年4月1日から事業開始をするというふうな規定のほうを設けさせていただいたというようなことでございます。施行期日は平成27年4月1日とさせていただいております。

以上、議案第20号についてご説明を申し上げさせていただきました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例改正の大きな中身は保険料の引き上げということがという内容かと受けとめます。そこで、介護保険料について伺うわけですが、値上げ幅、引き上げ幅なんです、3の1が9段階になって2になって比較年間1万500円の引き上げと3万3,150円が4万3,200円、その差額として1万500円の負担増ということが示されているわけですが、この3の1の層、あるいは2の層、改定後の改正後の2の層という方々の収入といいますか所得といいますか、あるいはこのような課税非課税というようなことで国に区分けされているかと思うんですが、そもそもこの資料だけでは理解できないと思うんですが、そのことはおいておいてというようなことから確認をいたします。どのような階層の方々なのか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。新段階でよろしいでしょうかね。6期計画の2段階の方々の所得というようなことでございますけれども、世帯全員が住民税非課税者で本人の年金収入額等が80万円を超え120万円以下の方ということになります。それから新段階、3段階です。3段階におきますと、世帯全員が非課税者で……。では、そういうこ

とでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。新しい3段階のことを聞いたのではなく、旧3の1、比較で1万500円ということから旧の3の1と新の2の部分についてお伺いしたわけですが。今のお答えですと改正後の2の段階では80万円から120万円非課税でというようなお答えでした。3の9の現行3の1の階層の内容というのはどうなんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。旧の3段階につきましても所得水準につきましても同じでございます。それが新のほうで2段階、3段階になったというようなことになります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の説明がなかなかこの表だけでは理解できないですが、その2、第2段階の80万円から120万円というのをもう一回改めてその階層の内容について確認と、実際にどのような生活、本人とあと同居している方々の合算での数字、本人が非課税でそして同居している方が80万円から120万円、さっきの説明ではそう受けとめたんですが、そのような方々の家庭の生活実態というのをお聞かせいただけます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。まず額のほうからもう一度申し上げます。第6期計画における新段階で2段階の方々につきましては、年金の額だけ申し上げますが、先ほども言いましたとおり、80万円を超え120万円以下の方ということになります。それから3段階につきましては、年金収入等が120万円を超える方というふうなことになってまいります。あとは、次の段階からすると本人のというふうな方になっていまして、ここまでが世帯の方々ということになっております。

あと実態といいますと、所得的には低階層の方々ということになっているとは思いますが、すけれども。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何回も言いますが、この表だけではなかなか理解できなく難しいんですが、同居世帯が80万円から120万円、本人非課税というと実際に年間どのぐらいの収入の中での生活をされておられる方なのかということが知りたかったわけですが、この数値からするならば介護保険料だけで年間1万円を超える負担増となったということなんですが、低所得者層にも考えた改正するならばこの辺の負担増というのはいかなるものかというふうな疑問が残るわけなんですが、同じ層で3万3,150円から1万500円上がった。これは聞いてもないことなんですが、新段階新しい3段階の人は3万8,250円から4万3,200円ということで4,950円というかなり小幅な値上げと引き上げということで、このことを強調したくて3回そのことを言っているのかよくわかりませんが、私は2段階、それからあわせて同じような内容で確認するとすれば新しい4段階層、ここも9,510円年間の負担増となっております。この辺についてもどのような生活実態の中での9,510円の負担増なのか。この辺は浅くていいんですが、その前の2段階層はかなり厳しい世帯と想定されるわけですが、年間100万円前後で暮らしている。あるいは本人の非課税で少なくとも年金生活国民年金の生活ということだけを捉えてみれば満額でいただいても80数万円、夫婦でも105,60万円。違う。そういったそれだけで暮らしている方ということを考えればそういった生活収入の水準である。その中でそういう生活実態の中でこの1万500円の負担増というのはいかなるものなのか。どのように担当者として考えておるのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。所得等からすればかなり厳しい生活ということでござい

ますけれども、今回お示ししましたこの基準額に対する掛け率の部分をちょっとご説明申し上げたいわけでございますけれども、低所得者につきまして0.5とか0.75とかを掛けているということでございますけれども、これは現段階で国から示されている率でございます。これにつきましては今後国のほうから新たなその率というふうなものが公表されるというふうな情報が入ってございます。さらに、低所得者については国のほうで基準額等により小さな数字、そういったものを掛けて低所得者のほうの負担の緩和をしたいというふうな考え方でおるということで説明とさせていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まだ決まっていないことを今ここで言われてという今の政府もいろいろありますからね。いろいろ話終わっても結果どうその国会の動きの中でそうは言われてもその辺は非常に未確定という内容が濃いということをもってすれば、だからこの案を決めるというときの判断材料になるかということかなり厳しいものがあるのではないかと受けとめています。これを見てこの引き上げの中身見て一番最下層とってはうまくない。一番低いところでも年間3,300円の負担増と現実になるというふうな内容になっております。今回この保険料を決めるに当たってのこのほかにこれのもとになっているといいますかこの介護保険料も含めた計画といいますかこの後に出てきます介護保険福祉事業計画というものがあるわけですが、その辺の検討の中からこの保険料についても検討され出てきた数値かというふうに思うわけですが、これは3年に1回定められた中で出てくる話になっているわけなんです、正直といいますか我々に示された内容というのがいつをもって示されたのか。この内容について確認したいと思えます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。介護保険計画の議会に対する案とか何かの提示の時期というふうなことでよろしいでしょうか。これにつきましては、期日と言われれば2月上旬であったということです。そのまとめができたのが大体そのころで、初めて提示したのが2月上旬であったということでございます。ただ、これにつきましては国からの情報といいますか、今申し上げておりますこの辺の基準額の掛け率というふうな部分などにつきましても国からの提示等につきましては1月下旬、あるいは2月上旬というふうな形での提示しかございませんでしたので、なかなか取りまとめが計画できません、提示につきましては3年ごとの事例から申し上げますといつもの時期よりはおくれたというふうなことでは感じております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この案を示されて、そういったかなり遅い時期といいますかに提案され審査する、あるいは調査する余裕もない中といいます。その前にそうした余裕がないような時期に議会も提案された。議会のほうも大変この件について判断をするというには大変苦労があるなということをお伝えおきたいと思えます。いずれにしても、この保険料の額についてはまだまだ検討の余地があったのではないかとお伝えおきたいと思えます。私の質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

まず本案に反対者の発言を許します。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。私はただいま提案されております議案第 20 号山元町介護条例の一部を改正する条例について次の理由から反対をするものであります。

この条例改正は介護保険料の引き上げを定めたものであります。介護保険料の改定につきましてはこれまでの経緯もあり、平成 25 年度の決算認定をする際には基金残高の推移を見ながら介護保険料の引き上げを図るべきとする特に留意すべき意見が確認されているところであります。こうした中、今回の保険料を引き上げについて十分な検討がなされたか疑問が残るところであります。私たちに提案されたのは 2 月 27 日で、この後出てきます介護保険事業計画全体の審査の中で示されたもので、前回改定の際には 12 月ごろを示され、その後の検討の中で当初提案を修正することもできましたが、今回は十分な検討、審査が不十分であり、とりわけ基金の活用につきましてはまだ検討の余地を残していると思われまふ。今被保険者の実情を見たとき、確かに低所得者への対応は見られるものの、あの震災の影響がまだ残っていることでその負担増は大変であると考えらるものであります。そのことから、この改正には反対をするものであります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。今回の議案第 20 の山元町介護保険条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正案のもとになるのは、後で第 25 号で出てきますが、高齢者保健福祉計画及び第 6 期の介護保険計画と密接に結ばれている内容であります。今後、27 年度からの 3 年間の山元町の介護保険をスムーズに、そしてサービスを低下させない給付を考えると、どうしても全体の金額が出てきます。その中で人口、介護にかかる費用を算定すると残念ながら今回の改定案を認めざるを得ない結果となると思ひます。また、先ほど反対討論で出ていました介護保険の基金の取り崩し状況、ここに資料の関係では第 6 期としては基金残高が 4,700 万円を予定している。というのは、現行で基金残高が約 7,700 万円から約 3,000 万円を使って 3 年後の第 6 期案としては 4,700 万円の基金を推定するというような財政の運営の中でこの料金改定を計算してあります。この計算においては私は適量だと思ひ、この条例案に賛成するものであります。以上であります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第 20 号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 09 分 休 憩

午前 11 時 20 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）日程第 11、議案第 21 号、日程第 12、議案第 22 号、日程第 13、議案第 23 号の 3 件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。

議案第 21 号及び議案第 22 号並びに議案第 23 号につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い関係条例を改正するもので、関連がございますので一括で説明させていただくものであります。

初めに議案第 21 号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。条例議案の概要で説明いたしますので、第 1 回議会定例会配布資料の No. 18 をお聞きください。

本議案につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い道路占用物件の区分及び占用料単価について改正するため提案するものであります。1 改正内容ですが、改正された政令が施行されたことに伴い、国の料金に準拠して定めている町道の占用料を減額改正するため条例の一部を改正するものでございます。また、政令の規定に基づき太陽光発電施設及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設、いわゆる避難タワー等でございます。に係る占用料の額を定めるほか、引用条項の改正をあわせて行うものでございます。2 の施行期日ですが、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

条例改正の内容につきまして、議案書で一部をご説明させていただきます。議案書 7 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。別表の上段でございます。占用物件の一例、第 1 種電柱の例でご説明を申し上げます。この場合の第 1 種電柱とは 3 条以下、いわゆる電線が 3 本を意味します。の電線を支持するものであります。旧の欄で、現行が占用料 530 円に對しまして新の欄で改正後は 310 円に 220 円の減となり、約 4 割程度引き下げとなります。以下、記載のとおりとなります。また、同じく新旧対照表の 10 ページをお聞きください。表の中の下から 2 段目になりますが、先に配付資料 No. 18 の改正内容で説明いたしましたが、太陽光発電設備及び風力発電設備関係を追加し、さらに下段に津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設関係について新たに追加しております。なお、10 ページの下段の表の中の米印、津波タワーを一時的な避難のヒの文字が誤っておりましたので、訂正させていただきますとおわび申し上げます。大変失礼いたしました。

以下、記載のとおりでございますのでご覧くださいようお願い申し上げます、議案第 21 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 22 号山元町都市公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。条例議案の概要で説明いたしますので、第 1 回議会定例会配布資料の No. 19 をご覧ください。本議案につきましても、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い都市公園における占用物件の占用料単価について同政令に準拠し改正するため提案

するものであります。

1 改正内容ですが、政令が施行されたことに伴い国の料金に準拠して定めている都市公園の占用料を減額改正するため、条例の一部を改正するものでございます。2 施行期日ですが、本条例は平成27年4月1日から施行するものです。改正内容につきましては、議案書3ページをお開き願います。3ページの新旧対照表の別表第2の中段をご覧ください。区分の地表使用の欄でご説明申し上げます。改正内容ですが、形態または種類が第1種電柱の例でございますが、先に説明いたしました議案第21号と同様に旧の欄で現行が530円に対し新の欄で改正後は310円に220円の減となります。以下、記載のとおりとなりますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号山元町公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。条例議案の概要で説明いたします。配布資料のNo.20をご覧ください。

本議案につきましても、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い山元町公共物における使用物件の使用料単価について、同政令に準拠し改正するため提案するものであります。

1 改正内容ですが、政令が施行されたことに伴い、国の料金に準拠して定めている山元町公共物の使用料を減額改正するため、条例の一部を改正するものでございます。2 施行期日ですが、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。改正内容につきましては、議案書の3ページ、新旧対照表でご説明させていただきます。失礼いたしました。4ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

さきに説明いたしました議案第21号、22号と同様に、第1種電柱の料金等につきましても同様な改正を行うものでございます。その他、地下使用料等についても改正を行うものでございます。以上、説明を申し上げます。議案第21号、議案第22号、議案第23号をよろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

議案第何号と示して質疑してください。

4番（菊地八朗君）はい、議長。21、22、23、いずれ関連するんですが、例えば今この条例改定してもらえるお金は町にとってこれからの財源、緊縮財源で町としての例えば貸している料金を今までの料金よりもっと下げる。つまり財源、町財政運営に関してこの改定は町にとっては本当にプラスなのか。まずその財政運営の面からこの改定が占有料の値下げというのはどういうこと。まず、その説明を受けたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。お答え申し上げます。今回の道路占用料条例、もろもろの改正で当然細々としたものがありますのであれなんです、大体4割ぐらいの減少ということでございます。財政運営の部分で痛いか痛くないかというようなお話もございましたが、当然痛い話にはなります。しかしながら、これまでの経緯経過の中で道路法施行令等々に従って当町の道路占用料条例と各種料金が定まっていたところからすると、やむを得ないのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

4番（菊地八朗君）はい、議長。ですから、町民一人一人にとったら今後の財政運営からして負担は大きいわけですから、あえて改定しなくたって。しない場合はどうなるんですか。しなくてもよろしいのではないかという意見が私はそう思うんです。

議長（阿部 均君）しない場合はどうなるのかお答え願いたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ご提案申しあげました条例の改正につきましては、条例改正をしない場合ということになります。その場合はほかの近隣自治体との整合性といいますかそういったものがとれなくなり、占有者に対する説明とかそういった点でかなり十分な上位法に基づく体制でございますので、こういう説明をさせていただくという状況になります。

4番（菊地八朗君）はい、議長。ですから、今企画財政のほうから改定しなかったら非常に財政的にも苦しいと。だとしたら、この金額でどれぐらいの減額になって金額的にどういう痛みを負うのか。だったら、しなければいいという今しなかったらどうなんだと、なんと回答的な回答がないんだけど、改めてその2件について質疑いたします。

議長（阿部 均君）答えられますか。財政的な部分なので、減額のどのぐらいになるかという部分でございます。なかなか明確な答えは難しいと思いますけれども。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、お答え申し上げます。まず、道路占用料条例、申しわけないんですが当然ざっくりの金額になろうかと思いますが、改正前で約670万円ほど現行の基準でいただいておったものが、今回そのままの形でこの単価にスライドした場合、390万円ほどということで、冒頭申しあげました4割ぐらいの減少というふうなお話になってくるのかなというふうに考えております。

それから議案23号の関係、こちらも主な占有物件、こちらについては農道関係の部分が多くなるというふうなものでございますけれども、改正前で58万円ほどあった収入が改正後で34万円ほどに減るということで、これも率にすると約4割の減少というふうな状況でございます。以上です。

議長（阿部 均君）もう一度。

4番（菊地八朗君）はい、議長。今の改定で本当に負担は本当に1円も欲しいこの財政には大きな負担だなというものは感じました。あと2件目の質疑としましたまちづくり課長。

議長（阿部 均君）2点目についてもう一度お願いします。

4番（菊地八朗君）はい、議長。改定しなかったらどうするんだと。こうなりますと改定必ずしないわけではないんです。しない場合の。

議長（阿部 均君）改定しなければどうなるのか、もう一度明確なお答えをお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本改定につきましては、冒頭申しあげました上位法の改正に伴いましての改正となりますことから、近隣、あるいは県内の自治体におきましておおむね改正等の事務手続を進めておりますところでございます。本町だけがちょっとその改正内容から外れてくるという結果になるところでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。もう一回。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。近隣の市町村と異なることは事業者等との調整が難しくなり、余り好ましくないと考えております。

議長（阿部 均君）わかりましたか。4番、理解していただきましたか。

4番（菊地八朗君）はい、議長。財政運営に非常に苦難している山元町だ。あえて財政改定しなくてもいいという判断を受けとめましたので、わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 2 1 号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第 2 2 号山元町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 2 3 号山元町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 1 4. 議案第 2 4 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議案第 2 4 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例をご説明申し上げます。お手元に配布しております資料 No. 2 1、条例議案の概要によりご説明いたします。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 2 6 年 6 月 2 0 日に公布され、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する 7 つの条例に所要の改正等を行うため提案するものであります。

ここで条例改正等の起因となった法律改正の背景等について触れさせていただきます。今回の法律改正は教育委員会制度の課題であった教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい点、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない点、地域住民の民意が十分に反映されていない点などを改めるため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置による地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築や総合教育会議の設置による地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、

そして地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うもので、この法律改正に伴い本町で制定している関係7条例の改廃を行う必要性が生じたものでございます。

概要に戻ります。1改正の内容でございますが、新旧対照表もご確認いただきながらご説明いたします。第1条山元町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正につきましては、引用する法律に条ずれが生じたため、引用条項を改正するもので、議案の4ページの新旧対照表のとおり第4条において引用している第26条第1項を第25条第1項に改めるものでございます。

次に第2条山元町職員定数条例の一部改正につきましては、旧教育長は一般職であります。職員の定数には含めないために除外する規定を設けておりましたが、新教育長は特別職となり除外規定が不要となるため改正するもので、議案の5ページの新旧対照表のとおり第1条の目的規定から教育長を除くのを削除するものでございます。次に第3条証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、法改正により設置することとなった総合教育会議に呼ぶことのできる意見聴取者に対し実費弁償の支給を可能とするため改正するもので、議案6ページの新旧対照表のとおり第1条の趣旨規定の中に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の題名と関係する条項及び総合教育会議の字句を加えるものでございます。

次に第4条山元町特別職給料等審議会条例の一部改正につきましては、新教育長は特別職となり、審議会の審議対象となるため改正するもので、議案7ページの新旧対照表のとおり第2条の所掌事項の規定に教育長の字句を加えるものでございます。次に第5条山元町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、教育委員会委員長の廃止に伴い委員長の報酬規定を削除するもので、議案7ページの新旧対照表のとおり非常勤特別職の報酬の額を定める別表から教育委員会委員長の欄を削除するものでございます。次に第6条山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、新教育長は常勤の特別職となるため、本条例に給与の額及び旅費について規定するもので、議案9ページのとおり本則附則第6項の給料の支給の特例に教育長の字句を加え、給料月額を定める別表第1に教育長の欄と額を加え、旅費の金額を定める別表第2及び第3において副町長と同額の旅費を支給するため副町長の欄に教育長の字句を加えるものでございます。

最後に第7条山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の廃止につきましては、新教育長は特別職となり給与等は既存の常勤特別職に係る関係条例に規定するため、本条例を廃止するもので、給与等につきましては先ほどの第6条において町長・副町長と同じ条例の中に規定したものでございます。なお、勤務時間等につきましては議案第10号で今回新規条例にて規定いたすところでございます。

2の施行期日でございますが、第1条及び第3条につきましては平成27年4月1日から施行、その他の新教育長の任命のタイミングで施行することになります。第2条、第4条から第7条につきましては平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日または平成28年10月1日のいずれか早い日とするものでございます。

以上、議案第24号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第24号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第27号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第27号公の施設の指定管理の指定についてご説明を申し上げます。配布資料のNo.24をご覧くださいと思います。

議案の概要、まず提案理由からになります。山元町デイサービスセンター条例第5条の規定により山元町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき当該候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得るため提案するものでございます。

1といたしまして施設の概要でございます。まず（1）名称です。山元町デイサービスセンター知楽荘でございます。（2）所在につきましては山元町高瀬字合戦原111番地82になります。（3）設置の目的になります。介護保険法による在宅要介護高齢者等の通所によるサービスを提供し、健全で安定した在宅生活の継続、社会的孤立感の解消、心身機能の向上を図るため設置しているものでございます。（4）施設設備等の概要でございます。まず①施設の規模でございます。建物、構造は鉄筋コンクリート一部鉄骨平屋建てでございます。建物の面積、418.14平方メートル、そのほかに附属建物としましていきいきサロンやまもと、156.03平方メートル等がございます。敷地面積は6,012平方メートルでございます。②施設の内容です。事務室、訓練室、浴室等を備えているというふうなものでございます。

2といたしまして、指定管理者が行う業務の範囲でございます。これは条例規定等でございますが、（1）施設の運営に関する業務、山元町デイサービスセンター知楽荘の事業を実施する業務、（3）山元町デイサービスセンター知楽荘の施設、附帯設備及び備品の維持管理に関する業務、（4）その他山元町デイサービスセンター知楽荘の適正管理を図るため必要な業務というふうなことになります。

3番、指定の期間でございます。平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

の5年間でございます。この5年間につきましては10月議会で承認いただきました各障害者施設等と同じでございます。この期間につきましては県の指定管理ガイドラインに基づきましてより安定的な管理が必要で業務に専門性が認められる場合につきましては5年というふうな例を使わせていただいております。

裏面のほうの説明になります。4といたしまして、指定管理者の指定をする団体でございます。1所在、山元町高瀬字合戦原111番地の11。名称、社会福祉協議会静和会でございます。代表者は会長北島宏一です。5といたしまして指定管理者の候補の選定方法等でございます。選定委員を2月3日に開催していただきました。1の選定方法でございます。山元町保健福祉施設指定管理者選定委員会において協議し、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらない方法により候補者を選定することで決定いたしました。公募によらない理由としましては、①当該施設は平成7年開所から現在に至るまで地域に根差した介護福祉施設であることから、運営に当たり最も考慮すべきことは利用者の見地に立った介護サービスの継続かつ安定した供給であり、当該法人は必要かつ十分な実績を有していることを判断いたしました。それから、②としまして当該法人は施設運営において必要な専門的資格職員を配置し、利用者との信頼関係が既に構築されております。③といたしまして、当該法人は町と協力し社会福祉を推進する団体であり、今後においても密接な連携のもと施設の効率運用並びに事業の実績が期待できるというふうに判断したところでございます。

次に、(2)審査の結果でございます。候補者のほうから提出いたしました事業計画及び施設計画書の内容について選定委員会で審査した結果、選定基準を満たしており指定管理者として妥当と判断をいたしました。判定の項目としましては1から4の審査項目になります。いずれにつきましても評価は適というふうなことになります。審査項目1につきましては利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること。2としましては公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。3として公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであること。4としまして公の施設の管理に安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる所以があること。いずれの項目につきましても適というふうな判定でございます。参考としまして、選定委員のメモ等を添付してございます。ごらんいただければと思います。

以上、議案第27号についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第27号公の施設の指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第28号山元町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本議案は道路法の規定に基づき町道の路線を認定するものであります。提案理由ですが、県道角田山元線の新設により一部を町へ移管すること及び農免農道を町道管理とするため、これらの道路を道路法の規定により町道に認定したいので提案するものであります。

路線の位置につきましては、議案に添付いたしております町道新規認定路線網図をごらんいただきながらご確認いただければと思います。本議案で提案する路線でございますが、整理番号1番の旧県道角田山元線の一部で、路線名が町道6171号合戦原下郷線及び旧農免道で整理番号2番町道17号いちご街道線の2路線であります。

続きまして、路線の説明に移りますが初めに整理番号1町道6171号合戦原下郷線です。起点を坂元字原ノ町614、終点を坂元字柳の町109の1とする延長……、すみません、失礼いたしました。ただいまご説明申し上げました点をもう一度修正させていただきます。起点が坂元字原ノ町614……、失礼いたしました。起点が坂元字原ノ町614、終点が坂元字柳の町109の1、延長ですが3,250メートル、幅員は5.0から17.5メートルとなります。17.5メートルというのは堂殿橋の西側で最大となっております。続きまして整理番号2町道17号いちご街道線で、起点を八手庭字上新道6の2から終点を坂元字新稲34とする延長7,444.2メートルで、幅員は7.0から36.3メートルであります。県道山下停車場線の交差点が最大の幅員となっております。

本町において南北に縦断する国道、県道、東街道に次いで主要な幹線であり、交通量が増大していること及び防災計画上も緊急輸送道路として重要な路線に位置づけられておりますので、町道に認定し維持管理をしまいたいと考えております。

以上で議案第28号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的に今説明を受けた中で、町道に今回農免道路から認定することによって具体的にどういう形が変わるのか。その辺、お伺いしたいと思います。町道17号いちご街道線について質問します。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。これまで農免道として維持管理をしたまいった路線でございますが、町道に認定することによりまして今後の維持管理の方法を一括で町道の計画の中に盛り込み、あるいは除雪等に関しましてもその計画の中でスムーズに行

ってまいりたいと思います。さらに、道路の構造につきましても損傷等が発生する恐れがございますので、こちらの道路の構造等につきましても町道に準拠した形で整備を、今後維持管理等を行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

10番（岩佐 孝君）はい、議長。主な部分でいいので、具体的にどう変わっていくのかということで、例えば安全の管理の部分とか、あと路盤、町道の路盤と農免道の路盤と違うし、あと具体的に何点か違うところもあると思うんですよ。延長が長いということもあるので、それをちょっと具体的に説明していただければと。特に、あの路線については交通安全上の関係で大分事故が多いとか、それも町道の認定になれば安全管理の中でどう変わっていくのか。看板とかの設置とかいろいろあると思うんですけれども、あともう一つは路盤がどうしても大型の車両がいっぱい通っていて壊れているということもあるので、農免農道の多分路盤なので多分整備したときにそれを例えばこれから具体的に工事の中で町道の路盤にしていくとか、具体的に教えていただければなと思うので。認定したことによってどう変わるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。これまでの農免道としての完成後の維持管理等につきましても、現道での路盤構成、あるいは舗装圧等で進めてまいりましたが、ただいま議員からご指摘ございましたように、交通量がかなりふえておりますことから、例えば高瀬笠野線で用いられているような路盤改良を行った強度を増した舗装等、そういった再生路盤を利用したセメント等の改良を含めたそういった補強等を行えば今後の大型車両の対応にも対応していけるのではないかと考えておるところでございます。

それからあの路線に今後ガスパイプライン等で工事を行う計画もございまして、その際には道路全幅を舗装していただくような計画もございまして、こちら町道の基準と照らし合わせて進めていきたいと考えておるところでございます。それから交差点につきましても、これは交通安全対策の関係でございまして、警察署のほうともいろいろと協議をしている中でございまして、町道と県道との交差点等につきましても今後安全施設等、あるいは誘導という形での安全を確保するための信号機等のそういった整備も要望してまいりたいという考えでおるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。具体的にというお話させてもらったので、路盤が農免の場合はどのぐらいで、あとどのぐらいの路盤にしていくのかとか、あと全体に全体の町道の補修の工事とかの順序もあると思うんですけれども、具体的に認定した中で今まで町道認定した部分、そして今度認定する部分で交通量の関係も多分あるとは思いますが、それをどういう形でこれから実際に補修を行いながら町道認定の中で具体的に進めていくのか。これから考えるということであればこれから考えるという形で構わないし、あと具体的にどういうふうな形を用いてせつかく交通量が多いというのもおわかりで、そのために今回災害の関係も含めて認定するということであるのであれば、具体的にこうしていくんだという形の考え方、認定の中でお持ちになってもいいのかなと思うので教えていただければと思います。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。ただいまの岩佐議員の質問に対してお答え申し上げます。当該道路につきましても、平成15年、16年ごろに農業サイドの補助事業を活用し整備した道路である。3つの補助事業等で整備しております。どうしても農業サイドの事業で整備したものですから、農道というふうな位置づけでございますけれども、議員ご指摘のとおり、例えば交通量ですとか道路幅員等々からすれば1級町道と

同等のものであるというふうなものがございます。補助金の適正化に関する法律の関係もございまして、本来ですともうちょっと早い段階で町道認定すべき案件でございましたけれども、関係法令の中でおおむね10年を経過したものについては転用可能というふうな回答がございましたので、整備から10年以上経過しているというふうなことで今般町道にしたいというふうな考えでございます。

整備の関係、現在ご指摘のとおりクラックが入った状態で大変舗装厚も薄い、バレているというふうな状況にございます。これについても現在4センチメートルというふうな舗装厚で整備されてございます。この整備に関しましても早急にとというふうなことで、これまでの道路管理者である我々としましても早々にというふうな考えでございましたが、ご覧のとおり復興に関連する大型車両等々が多く通っているというふうなことで、一定の復興のめどがついた段階で年次計画を立てながら整備していかなければならないというふうなことで考えてございました。ただ、舗装の打ちかえ、これに関する費用がざっくり計算した中でも約2億5,000万円ほどかかる。白線の引きかえ等も含めますと2億5,000万円ほどかかる。この財源手当てがいかにせんない状況にございます。これを単費なり、県単の事業でもって年次計画を定めながら舗装の打ちかえというふうなことでしていかなければならないかなというふうなことで、年次計画を立てようかとしていた矢先、先ほどまちづくり整備課長のほうから説明ありましたが、今般農免農道を占用したいというふうな申請者がございまして、その申請者のほうといろいろ協議する中でその申請者の費用負担をもって全面舗装打ちかえをしていきたい。ただ、当然単年度ではなかなか難しいというふうなものがございまして、2年から3年ぐらいの間で全面打ちかえというふうな話をいただいております。

ただ、その整備の方針、時期等々詳細については申請者と今後協議を重ねながら、詳細詰めてまいりたいというふうなことでございまして、以上でございまして。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。同じ趣旨なので、取り下げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第28号山元町道路線の認定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午後 00 時 06 分 休 憩

午後 1 時 20 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）日程第 17．議案第 29 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第 29 号山元町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本議案は道路法の規定に基づき路線を廃止するものであります。

提案理由であります。県道角田山元線の新設により県道認定するため、これらの道路を道路法の規定により廃止したいので提案するものであります。

路線の位置につきましては、別添の町道廃止路線網図をご覧くださいながらご説明申し上げます。青色の着色をした位置を今回廃止する箇所でございます。本議案で提案いたします廃止路線は整理番号 1 番、路線名町道 10 号坂元停車場線及び整理番号 2 番町道 5143 号下郷大川北線の 2 路線であります。

初めに整理番号 1 番町道 10 号坂元停車場線につきましては、県道角田山元線の新設に伴い起点坂元字道合 130 の 1 から終点の坂元字道合 160 まで延長 381.22 メートル、幅員が 5.5 メートルから 6.5 メートルを廃止するものでございます。次に整理番号 2 番町道 5143 号下郷大川北線につきましても、同様に県道角田山元線の新設に伴い起点坂元字大畑 63 の 1 から終点坂元字古寺 8 の 3 まで延長 532.44 メートル、幅員が 3.0 から 8 メートルを廃止するものでございます。

以上、議案第 29 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 29 号山元町道路線の廃止について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 18．議案第 30 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第30号平成26年度山元町一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。補正予算附属資料説明書のほうもお手元のほうにご準備いただければというふうに思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ27億6,603万1,000円を減額し、総額を220億5,553万6,000とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして繰越明許費の設定、それから債務負担行為及び地方債の補正も行っているところでございます。

それでは、歳出予算のほうから主なものについてご説明をさせていただきます。まず、今回の補正予算の目玉といいますかポイントとなる地方創生関係経費についてご説明申し上げます。こちらにつきましては補正予算附属資料説明書18ページをお開きいただきたいのですが、こちらに全体をまとめた資料を添付してございます。こちらを用いましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回取り組む事業といたしましては、町の実情にあわせまして実施を検討していた事業などの中から国の補正予算に計上された地域住民生活等緊急支援のための交付金の趣旨、それからメニュー例を踏まえまして限られた時間、制約の中ではございましたけれども、地方の消費喚起ですとか子育て支援、それから地域経済の活性化につながるような取り組み、こういったものを中心に計上させていただいているところでございます。表中にも記載ございますが、町には地域消費喚起生活支援型、この表で言うところの1番のところになります。こちらとして3,578万2,000円。地方創生先行型としてこの表の一番下から2行目、交付金上限額というのがございますが、こちらの地方創生先行型として4,214万4,000円。合わせて7,792万6,000円が交付される見込みとなっております。こちらを最大限活用し、平成27年度予算と合わせて取り組んでいく予定としてございます。こちら、交付金の事業一覧ということでございますので、個別の事業につきましてはこの後歳出予算の中で順次説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、すみません、議案書のほうにお戻りいただきまして、15ページをお開きいただければと思います。まず、第2款総務費第1項総務管理費第5目財産管理費でございます。8億4,548万1,000円計上してございます。このうち、委託料として2,300万円減額計上をさせていただいております。こちらにつきましては、9月補正でお認めいただいた役場新庁舎の基本設計費でございますが、いろいろ発注等の手続に時間を要した等々ございまして、年度内に執行ができなくなりました。そういったことで、今年度については減額させていただいて、27年度に改めて計上させていただくということで今回減額をさせていただいているものでございます。なお、こちらの庁舎の発注手続の関係なんです。現在鋭意手続、プロポーザルによる発注を進めておりまして、何とか年度内には契約の相手方が決まる予定となっているところでございます。そのほかに、積立金として8億6,848万1,000円計上してございます。主な内訳としましては、各種基金の利子相当分を積み立てしておりますほか、震災復興交付金基金の8億5,600万円ほどにつきましては先月の第11回申請分で認められた経費ですとか、分譲宅地の売却収入について積み立てるものでございます。

次に第6目企画費につきまして委託料として900万円計上してございます。こちら

につきましては、補正予算附属資料説明書のほうを用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。1ページをお開き願います。内容といたしましては、こちら地方創生関係の経費でございまして、国や県と連動し人口減少問題対策の推進を図るために（仮称）山元町地方創生総合戦略を策定する経費となっております。財源につきましては全額国庫補助金となっております。

次に議案書のほうにお戻りいただきまして、第7目情報管理費につきましては実績に伴うものでございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。次に第13目行政相談費につきまして100万円を計上しております。こちらにつきましても補正予算附属資料説明書のほうを用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。2ページをお開き願います。内容なんですけど、こちら地方創生関係の経費となっております。未婚者を減らし町内においても加速化が進む少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるため、町内居住の独身男性と町内外の独身女性を対象とした出会いの場の創出ですとか婚活セミナー、こういったものを開催する経費となっております。こちらの財源につきましても全額国庫補助金となっております。

議案書のほうにお戻りいただきまして、続きまして総務費の中の第3項戸籍住民基本台帳費でございまして、第1目の戸籍住民基本台帳費につきまして、こちら財源更正を行っております。こちらにつきましても国の補正予算によりましてマイナンバー関係の経費の追加内示があったことに伴いまして、国費を増額し見合いで一般財源を減額しているというものでございます。議案書の16ページ、下のほうに移っていただければと思っております。

続きまして第3款民生費第1項社会福祉費でございまして、第1目の社会福祉総務費及び第2項の老人福祉費につきましては、記載の2つの給付金及び特別会計への操出金の減額、老人医療給付費の返還金となっております。いずれも実績に伴う補正ということでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。ただ1点、介護保険事業特別会計操出金というのがございまして、こちらが増額になっておりますので、こちらについてご説明を申し上げます。これは文字どおり介護保険事業特別会計への操出金ということなんですけど、中身といたしましては介護報酬改定に伴いますシステム改修を特会のほうで行うわけですが、それに対する繰り出しというような中身になってございます。続きまして第3目の老人福祉施設費につきまして124万5,000円計上しております。こちら、知楽荘に係る修繕料になってございまして、こちらを指定管理協定書に基づき負担するというもので計上しているものでございます。続きまして、第3款民生費第2項の児童福祉費でございまして、第1目の児童福祉総務費につきまして合わせて報償費と需用費と役務費になりますが、あわせて123万8,000円を計上しております。こちらにつきましても附属資料のほうを用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。3ページをお開き願います。内容といたしましては、こちらまた地方創生関係の経費となっております。親と赤ちゃんの良好な関係の形成、それから育児の不安などの解消を図るためのベビーマッサージ、ベビーコミュニケーション講座を開催する経費、それから育児検診の受診率向上や子供たちの成長に資するため該当年齢の児童に希望する絵本等を交付する経費及び子育て支援団体等の育成や組織強化のための経費、この3本につきまして計上するものでございます。財源につきましては、こちら全額国庫補助金となっております。

すみません、議案書の16ページのほうにお戻りいただきたいんですが、今のところで積立金の部分の説明が残っておりますが、こちらにつきましてはイケアジャパン株式会社を初めとしまして子育て基金への寄附をいただきました。そちらの額を積み立てるものということで、631万円という額を計上してございます。

次に、ちょっと議案がページまたぐような形になってしまっておりますが、第2目の児童措置費につきまして、こちら財源更正を行ってございます。こちらにつきましては例年宝くじ交付金、オータムジャンボの収益ということですが、が交付されるということで、それを乳幼児医療費助成のほうに財源充当するというのでその他のほうがふえて一般財源が減っているというような中身になってございます。

議案書の17ページをお開き願います。次に第3目の保育所費につきまして154万7,000円計上しております。こちらについても附属資料のほうを用いましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。4ページをお開きいただければと思います。内容といたしましては、こちらもまた地方創生関係の経費ということになってございますが、保育所における夏場の衛生管理、それから冬場の園児の食欲減退防止、あわせて家庭の負担軽減を図るために現在ご飯を自宅から持参している3歳以上の園児に対しまして、給食として温かいご飯を提供するものでございます。こちらも財源については全額国庫補助金というふうになってございます。

すみません。行ったり来たりで申しわけないんですが、議案書の17ページのほうにまたお戻りいただきたいと思います。続きまして、第3項の災害救助費第1目の災害救助費、それから第4款衛生費第1項保健衛生費第4目の母子保健費につきましてなんですが、こちらにつきましては説明欄に記載のとおり災害弔慰金の減額、災害救助費等の返還金ということで、いずれもこちら実績に伴うものということで説明のほうは省略をさせていただきたいというふうに思います。次に第10目上水道管理費につきまして464万9,000円増額してございます。こちらにつきましては繰り出し基準、国で示す繰り出し基準というのがございますが、その繰り出し基準に基づき水道事業会計に対する繰り出しを増額いたしております。財源といたしましては、国庫補助金、がんばる地域交付金と呼ばれる国庫補助金ですが、こちらを210万3,000円充当をしているものでございます。次に第11目放射能除染対策費につきましては、4,047万7,000円減額しております。こちらにつきましては通学路以外の町道及び農道の線量調査業務等について通学路除染に伴う除染発生土の保管場所の選定に時間を要したことから、今年度については減額するものでございます。

次に第13目上水道復興推進費につきましては、1,124万円減額しております。こちらにつきましては新市街地の水道施設の整備に要する経費でございますが、新市街地整備の進捗にあわせまして減額をしているものでございます。議案書の18ページをお開き願います。続きまして第2項の衛生費第5目の合併処理浄化槽整備事業費でございます。289万8,000円減額しております。こちらにつきましては浄化槽設置に対する補助なんですが、こちらについて実績見込みが固まったことから減額をするものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第10目の農地復興推進費につきまして7,512万円減額しております。こちらにつきましては県実施の山元東部地区農地整備事業の施工範囲が縮小になったことに伴いまして町負担金を減額す

るものでございます。続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。第2目の商工振興費につきまして、合わせて6,960万1,000円計上をしております。こちらにつきましては附属資料のほうを用いてご説明をさせていただきたいと思っております。附属資料の8ページ、9ページをお開きいただきたいというふうに思います。内容といたしましては、こちらも全て地方創生に関する経費となっております。地域消費喚起に直接効果があるプレミアム商品券発行に要する経費、それから町の新たな特産品の創出と既存地場産品の付加価値向上により町のPRや販路拡大、ひいては交流人口拡大につなげるため特産品認定制度の構築に要する経費、それから磯浜産ホッキの商品多様化を図るため製品開発、販路拡大等に要する経費及び地域コミュニティによる地産池消で商業活性化を図るため人的交流スペースを整備するための経費を計上する内容となっております。財源につきましては、国庫補助金6,514万1,000円となっております。

議案書のほうにお戻りいただきまして、19ページをお開きいただきたいと思っております。続きまして第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目の道路橋梁復興推進費につきまして、こちら財源更正を行っております。こちらにつきましては事業費の一部をネクスコの負担で手当てできることになったということで、地方債を充当して事業を実施しようと思っていたところなんです、そういったお話があったものですから地方債の充当を見送ったというものでございます。なお、ネクスコの負担額につきましては現在調整中のため額が固まり次第補正予算ということになると思っておりますが、計上を予定しているところでございます。続きまして第4項住宅費の第3目公営住宅建設事業費でございます。こちらにつきましては、合わせて2億7,552万1,000円減額しております。こちらにつきましては附属資料のほうを用いてご説明をさせていただきたいと思っております。10ページと11ページをお開きいただきたいと思っております。内容といたしましては、新市街地に係る災害公営住宅整備に要する経費ということでございますが、このうち新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区につきましては、事業の進捗により平成26年度末の出来高見込み額、こちらが判明したことに伴いまして設計等の委託業務や住宅建設工事費につき、予算の調整を行っております。そのほか、上水道加入金や下水道受益者負担金につきましては整備完了時期の1年延期に伴いまして予算の組み替えを行っているところでございます。また、宮城病院周辺地区につきましては、廃棄物処理のおくれにより年度内の工事着手ができないため、今年度予算を減額いたしまして平成27年度当初予算に組み替えるものでございます。そのほか、災害公営住宅建設に伴う文化財の発掘調査に要する経費につきまして、事業の進捗にあわせて節の更正、入り食いを行っている形になってございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、20ページをお開き願います。続きまして、土木費の第5項下水道費でございます。第2目の下水道復興推進費につきまして673万1,000円計上しております。こちらにつきましては、下水道の災害復旧に関しまして災害査定時に積算委託が増加したことに伴いまして、こちら繰り出し基準のほうに基づき一般会計から下水道事業会計に繰り出しを行うものでございます。議案書21ページをお開き願います。続きまして第6項都市計画費でございます。第3目の都市計画復興推進費につきまして、合わせて30億618万6,000円減額しております。こちらには新市街地整備の防災集団移転促進事業分、それから津波復興拠点整備事業分、

復興関連道路新設改良事業、上下水道管路整備事業、宮城病院地区下流水路改修事業といったようなバード整備に要する経費に加えまして、被災者支援のためのがけ地近接等危険住宅移転事業、被災者支援の防災集団移転促進事業が含まれております。ですので、補正予算の附属資料説明書を用いまして、順を追ってちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、12、13ページをお開きいただきたいというふうに思います。まず、新市街地整備のうち防災集団移転促進事業分及び津波復興拠点整備事業分でございます。補正理由としましては、先ほどご説明いたしました公営住宅整備事業と同様でございます。新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区につきましては、事業進捗による予算の調整、組み替えとなっております。また、宮城病院周辺地区につきましては廃棄物処理のおくれによる予算の組み替えでございます。補正額につきましては、防災集団移転分として合計7億5,313万1,000円の減、それから津波復興拠点整備事業分として合計2億9,820万円の減というふうになってございます。続きまして、附属説明書の14ページのほうをお開きいただきたいといます。まず、下段に記載してあります新市街地上下水道管路整備事業についてご説明申し上げます。こちらにつきましても、先ほど来申し上げているものと同様の補正理由ということで補正を行っております。補正額につきましては1億838万6,000円の減となっているものでございます。ちょっとそれで上段に戻っていただいて、復興関連道路新設改良事業のほうでございますが、こちらにつきましては本年度整備に着手しております浅生原笠野線のうち、農免農道より東の区間について関係機関との協議が継続中ということで、今年度の発注が難しい状況であるということから、工事請負費を2億5,927万3,000円減額いたしまして、平成27年度予算に組み替えるという中身になってございます。

次に、補正予算附属資料の15ページをお開き願います。がけ地近接等危険住宅移転事業及び防災集団移転促進事業でございます。いずれも災害危険区域1種及び2種からの移転者を対象に計上したところでございますが、制度利用に当たっては事前の申請が必要であることや町独自支援である実費補助との兼ね合い等もございまして、想定した申請実績とならなかったため減額するものでございます。補正額につきましてはがけ地近接等危険住宅移転事業が12億4,735万2,000円の減、防災集団移転促進事業が3億2,460万8,000円の減となっております。

附属資料の16ページをお開きいただければと思います。最後に宮城病院地区の下流水路改修事業でございます。補正理由といたしましては、年度内の設計ができず用地取得面積が確定できないことから、当該予算を全て減額させていただいて、平成27年度当初予算に組み替えるものでございます。合わせて1,539万4,000円ということで減額をさせていただいております。こちらも住宅のほうと同様でして、防災集団移転促進事業に伴います文化財の発掘調査の経費が入っております。こちらにつきましても、先ほどと同様に事業の進捗にあわせまして節間の予算の移動を行っておりますので、そちらのほうも予算書のほうには三角なりプラスなりという形で出てきているというような内容になってございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、22ページをお開きいただきたいといます。第9款消防費第1項消防費でございます。第2目の消防施設費及び第3日常備消防費につきまして、それぞれ水道事業会計、それから亘理地区行政事務組合に対する負担金の

減額でございますが、いずれも実績に伴うものでございますので説明は省略をさせていただきます。また、第10款の教育費第1項教育総務費につきましても説明を省略させていただきます。

議案書の23ページをお開き願います。続きまして第2項の小学校費の第3目小学校復興推進費でございます。こちらにつきましては被災児童生徒就学援助費、こちらのほうに不足が生じたということで219万3,000円増額補正をするものでございます。続きまして第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目の公共土木施設単独災害復旧費につきましては、財源更正を行っております。こちらにつきましては12月補正時に可能な限り起債を充当して事業を実施するというところで予算を出させていただきましたが、県との調整の結果、事業規模の小さいものについては起債要件を満たさず、一部充当できないというものが出てまいりましたので、町債のほうを減額させていただいております。また、第2目の漁港施設補助災害復旧費につきましては、9,945万円減額しておりますが、こちらにつきましても実績に伴う減ということでございます。続きまして第3項の文教施設災害復旧費でございます。第1目の公立学校施設災害復旧費につきまして4,698万9,000円減額しております。こちらにつきましても、主に新市街地の造成工事の進捗にあわせた減額というふうになっております。なお、ちょっと財源についてご説明申し上げますが、財源につきまして今年度交付される予定でございまして国庫補助金が来年度に交付されるということでございまして、そのために全額減額しております。それにあわせて地方負担分に充当しております震災復興特別交付税、こちらのほう、ちょっとここでは一般財源ということになってしまっていて見えないところはあるんですが、こちら震災復興特別交付税についても全額減額をしているというような形になってございます。

歳出予算の最後になります。第13款の諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。こちら、第1目の貸付金につきまして1億6,680万円減額しております。こちらにつきましては貸し付け見込み件数が当初見込みを大きく下回ったため、減額するものでございます。以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして歳入予算、こちらにも主なものをご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただければと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては震災復興特別交付税を7億5,000万円ほど減額しております。こちらは震災復興交付金事業等の減額に伴って連動して減額しているものでございます。次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容ではございますが、1点だけご説明をさせていただきます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思っております。がんばる地域交付金というところが上から2行目にあるかと思っておりますが、こちらについてご説明を申し上げます。平成25年度の国補正予算において措置されましたがんばる地域交付金ですが、最終的に町に交付されることとなりました額は、こちらに記載の269万7,000円となっております。このうち210万3,000円を歳出のほうでご説明申し上げました上水道管理費のほうに充当してございます。差の59万4,000円につきましては過年度、平成25年度に実施した河川等災害関連事業の財源として今年度受けた形ということでの整理になっているということでございます。

議案書の13ページをお開き願います。次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、昨年11月から12月の震災復興寄附金約548万円を計上するとともに、歳出のほうでも申し上げましたが子育て支援基金関係分としてイケアジャパン株式会社から保育所整備等に活用してほしいと寄附を受けた7,560万円など合わせて8,631万円について計上しているところでございます。

次に第18款の繰入金でございます。第1項の基金繰入金につきましては、まず財政調整基金についてご説明を申し上げたいと思います。こちらにつきましては最終的な財源調整の結果、こちらに記載の1億2,171万5,000円を取り崩すという内容になっております。冒頭申し上げましたとおり、そもそもの予算が27億円、きょうの減額という中で財調取り崩しということではちょっとわかりづらいものですから、この部分についてはちょっとご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

今回の震災復興特別交付税を除く一般財源として、歳入といたしましてはちょうど開いているページの下段になりますが、諸収入のところでは町預金利子と過年度収入ということで、合わせて5,000万円ほど歳入のほうでは一般財源になるものが見込まれるという状況でございます。一方で、歳出のほうでは先ほど歳出の最後のほうでご説明申し上げました山下第二小学校の新築復旧工事において国庫補助金約1億8,000万円、あとその裏に当たる震災復興特別交付税約9,000万円を減額し、建てかえの形で純粋な一般財源を約2億2,700万円増額している形になっております。そのほかに歳出の部分では、例えば新庁舎の基本設計2,300万円ですとか、災害公営住宅整備で2,900万円一般財源を減額しているところではあるんですが、それでも歳出では約1億7,000万円の一般財源が必要になるということで、先ほど歳入で申し上げた5,000万円と歳出の1億7,000万円の差、1億2,000万円が今回財源不足になるということで、今回財政調整基金の取り崩しを行ったというようなご説明になるかなというふうに考えております。その下の震災復興交付金基金につきましては、復興関連事業の進捗に伴いまして今年度の取り崩しを減額しているというような中身になってございます。

議案書の14ページをお開き願いたいと思います。次に、第20款の諸収入でございます。こちらにつきましては、過年度収入の諸収入の雑入の過年度収入のところをごらんいただきたいんですが、過年度町のほうで支出したお金のうち、平成23年度、24年度の農地等災害復旧事業及び互理名取共立衛生処理組合の新ごみ処理場建設に係る市町村負担金の精算によりまして4,700万円ほど過年度収入として受けているものでございます。最後の町債につきましては、一番最後の地方債の補正でご説明をいたしますので省略させていただきます。以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明申し上げます。議案書の4ページをお開き願います。ご覧のとおり、27年度に繰り越す事業を計上しております。全て合わせますと34事業、20億円余りの繰り越しということになります。昨年度と比較しますと金額的には災害廃棄物処理の改減などもございまして、約85億円の減。事業数のほうは地方創生関係経費を全て繰り越すというようなこともございまして、4事業の増ということになってございます。地方創生関係事業を除く主な事業のみ簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、総務費の生活センター等改修事業補助金でございますが、2,700万円繰り

越す予定でございます。こちらは花釜区において建設規模、建設地及び業者の選定に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。続きまして、民生費の子育て拠点施設基本実施設計業務委託でございますが、2,500万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、幅広い意見聴取のため各方面との懇談会の回数をふやしたことなどにより繰り越すものでございます。続きまして、農林水産業費農業費の農村漁村地域復興基盤総合整備事業でございますが、7,700万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、山元北部地区、磯地区、山元東部地区の県営農地整備事業が繰り越しとなったことから、かかる町負担金について繰り越すものでございます。次に、水産業費の農山漁村地域整備交付金事業でございますが、4億8,000万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、磯浜漁港の防潮堤の工事につきまして今議会において工事請負契約のご承認をいただいたところではございますが、県のほうから補正予算が前倒しで交付され、12月補正予算で追加補正したといったような要因もございましたので繰り越すものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。続きまして、土木費に入ります。道路橋梁費の幹線道路整備事業でございますが、一番上です。1億2,000万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、町道上平磯線の整備でございますが、関係機関との調整に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。また、常磐線復旧に伴う関連道路改良事業でございますが、5,200万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、高瀬笠野線などの事業につきまして地権者交渉に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。次に都市計画費の防災集団移転促進事業(用地分)でございますが、4億1,000万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、被災宅地買い取りに係る用地費につきまして対象者の買い取り宅地の抵当権抹消や相続登記等に時間を要しているため繰り越すものでございます。次に津波復興拠点整備事業用地分でございますが、1億1,000万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては新市街地用地に係る建物移転について、移転先の選定等に時間を要したため繰り越すものでございます。次に、津波復興拠点整備事業でございますが、2億4,000万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、山下坂元地区に整備予定の防災拠点施設に係る経費でございますが、施設のあり方などに関する検討に不測の時間を要したために繰り越すものでございます。最後に防災公園整備事業でございますが、3,100万円ほど繰り越す予定でございます。こちらにつきましては関係機関との調整に不測の時間を要したことから繰り越すものでございます。以上が繰越明許費でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書の6ページでございます。今回、債務負担行為の追加といたしまして6事業計上してございます。内容といたしましては、これまで無料で貸与されておりました災害FMの放送施設や仮設庁舎倉庫などについて、来年度から有償リースに変更になります。それに伴いまして来年度当初から事業を実施するため、今年度内に契約行為を行う必要があるということで債務負担行為を設定するものでございます。また、4番目と6番目になりますが、仮設住宅用地や災害廃棄物に由来する再生資材のストックヤードの借地に要する経費についても、来年度も引き続き土地をお借りするため今年度内に契約行為を行うことから、債務負担行為を設定するものでございます。

議案書の7ページをお開き願います。債務負担の変更として、派遣職員宿舍借り上げ料を計上しております。こちらにつきましては12月補正で追加ということで上げさせていただいたところでございますが、精査の結果、限度額を増額する必要があるということで債務負担行為を変更させていただくものでございます。

最後になります。地方債の補正でございます。議案書の8ページをお開き願います。災害公営住宅建設事業債につきましては、災害公営住宅整備事業の事業費の減額に伴いまして地方債についても減額をするもの、公共事業等債及び公共土木施設単独災害復旧事業につきましては、歳出予算でもご説明いたしましたとおり、起債を打たなくてもよくなったというようなことから地方債の減額を行ったものでございます。

以上が、今回の6号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行うわけでございますが、補正予算、膨大な補正になっております。質疑される方は議案書、附属資料と明示し、また何ページ、何款何目とはっきりと明示した上でご質疑をいただきたいと思っております。また、原則一問一答でございますので、質疑答弁ともども簡明にお願いいたします。

それでは、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。何点かあるんですけども、1点目、先ほどの課長の説明の中で出てきた15ページ、財産管理費の委託料、役場の庁舎基本設計業務委託料、これ2,300万円の減という形であります。基本的には担当する課、予算をきちっと管理してそれで業務原価の業務を見ながら予算をきちっと確定する課でありますので、本来からいったら企画財政の課でこういう形で減額補正というのはあり得ないはずなんですけれども、理由についても年内に執行できなかったという理由ではありますけれども、予算計上する中で自分たちで精査しながらやって、本来であればその辺はあってならないものだと思うんですけども、具体的にはほかの課に何も言えなくなるでしょう。予算年度内にやりなさいと言えなくなるので、その辺はどういう認識でこれら予算計上に当たってどういう考え方で最終的には理由があるから執行できなかったという形にはなると思うんですけども、その辺の具体的に執行の最終予算計上した経緯と、あるいは年度内執行できなかった理由も先ほど述べていただいたんですけども、その辺詳しく教えていただければと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。まず、9月補正、そして12月補正、今回の3月補正ということで、まさに議員ご指摘のとおりドタバタするような予算計上してしまったところなんですけども、こちらにつきましてはまさにご指摘のとおりで、予算をあずかる立場としてこのような予算の動きをしてしまったということに対しては、真摯におわびを申し上げるしかないというふうに考えております。

なぜこのようなことが起こったのかというところ、ご説明しますが、まず議会等々にもご説明したとおり、庁舎に関しましては基本構想というものをつくってございまして、そちらが7月の末にできたということで、発注に向けた準備というのができたであろうということで基本設計に向けた予算を計上したというのが9月補正でございました。その段階においては基本、年度内に発注もしある程度業務もして、制度上繰り越しというのが認められていますので、繰り越しというのも正直念頭に置きながら事業を走らせた

というところがございます。しかしながら、1カ月、2カ月たつ中でそもそも年度内発注そのものがプロポーザル手続等に時間がかかるというようなこと、これはわかっていた話だと言われればそれまでなのですが、そういったところもございまして、12月補正で年度をまたいで契約するというところで債務負担を改めて計上させていただいたというところがございます。

その後、これまでの遅れを取り戻すべく発注作業、それからプロポーザルの手続に入っております。先ほど説明の中でも申し上げたとおり、何とか年度内には相手方は決まるというような段取りで進んでいるところではあるんですが、残念ながら今年度に前金払いとかそういったものを執行する部分がないということで、大変申しわけなかったんですが今回落とさせていただいて、当初予算に改めて計上させていただいた。すみません、ちょっと長くなりましたが、そういう経緯をたどっているというところがございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。経緯についてはわかりました。ただ、今課長もくしくもおっしゃったように、入札の考え方でプロポーザルにするということであればきちっと時間がかかるというのはもう当然予測された部分でありますし、整理の中で27年度の集中復興期間、それを目安にしながら事業をずっと進めてきた経緯があったと思うんですよ。その辺はきちっと反省してもらって、全体の事業を進捗させていく。そういう部分では今まで町長を陣頭に早く事業執行に当たったりする。それも予算の計上の仕方もそういう形ですとやってきてはいるんですけども、実際に簡単に言えば出したり入れたりすることになると、反対に業務量がふえる。私はそういう形で考えているんですよ。ですから、きちっとした形で事業執行ができるような予算の計上の仕方、あるいは事業の管理の考え方、それをきちっとやっていかないと反対に仕事がふえていく形に私はつながっていくのかなと思うんですよね。そういう部分で、全体の業務の業務量を減らすという部分は仕事の量をきちっと考えながらやるということも必要だし、その仕事の中身をきちっとやっていくためにいろいろ考えていくという部分も必要だと思うので、適切な形で事業を執行する、あるいは予算をちゃんと計上する。それをきちっとやっていただきたい。特に、先ほど言ったように担当する課ではありますので、その辺については十分念頭に置きながらやっていただきたい。あと、町長に対しては今話したように、実際に事業執行に当たっての基本的な考え方、それについてお伺いしたいと思います。この庁舎建設の調査の建設の基本設計の委託料の件、それに伴っての考え方。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご指摘についてはもっともなご指摘だなというふうに、まず基本的に思います。いつもお話し申し上げているとおり、業務量が膨大になっているとはいえ、一つ一つの事業の熟度というものをしっかり見きわめながら予算を計上していかなければならないなというふうな思いでございます。

もろもろの事業ある中で、少しでも一つ一つの事業を早く軌道に乗せたい、乗せなければならぬというふうなそういう思いが少し先行するくらいがどうしても全体的にありがちでございます。そういう状況にありますけれども、議員ご指摘のようなところをしっかりと組織全体として捉えながら、タイムリーな予算の計上、そしてまた進行管理というものをしっかりと対応してまいりたいなというふうに考えるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。補正予算ですから、あと余り飛んだのではうまくないので、次に18ページ。18ページの7の7款の商工費の2の13の委託料、2,031万4,

000円であります。これについては補足資料にも載ってはいるんですけども、特産品の認定制度の構築の業務委託料、あと交流産業構築業務委託料、あと販売促進活動費で2,000万円が今回計上されております。実際には委託をするという形ですけども、予算計上する中で効果というものが念頭にないこの予算の計上が無駄になってしまうということなので、具体的に例えば特産品の認定、あるいは交流の考え方、販売促進、どういう形で今のところ予算計上した中で委託する上での基本的な考え方として計上しているのか。それについてお伺いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回のブランド推進事業業務委託につきましては、特産品をきちんと位置づけて今あるもの、それからこれから新たに創出するものというものを見据えて、そして付加価値の高い商品を山元のふるさとの名物というようなことでブランド化をしていく。それにはブランド戦略、それから最終的にはキャッチフレーズ、あるいはロゴマーク、そういったものもトータルで物を見きわめながら全体を新たな商品、あるいは今までの商品を価値を上げるような取り組みをソフトとして実施していくために、今回この予算を計上しておりますので、そういった観点から効果としては特産品の認定数、そしてそれが交流人口にどの程度つながっていくかというような視点を持ってこの業務委託を発注してまいりたいというふうに考えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。考え方についてはわかりました。ただ、例えば具体的に特産品をどう考えていくかということに担当課でつながっていくと思うんですけども、今の話では広く山元町の農産物、あるいは水産物、あるいは山元町でいろいろそういった特産品になり得るものを掘り出しながら認定していくという、そういったお話だと思うんですけども、今まで言われているのはイチゴとかホッキとかイチジク、それをある程度の産品として考えながらその商品の幅を広げていくという形に考え方だったんですけども、今回の委託の中ではもっと幅広く、そして山元町のもを発掘するんだという視点に立って委託をするという形の考え方だと思うんですけども、今の話を聞くと。今お話ししたような形で考えていくのかどうかと、例えば認定してどういう形で特産品として考えていくのか。その辺は委託先、あるいは委託の考え方として町としてきちんと持っていなければせっかく委託しても次につながらないということだと思っておりますよ。予算、1年でこういう形で2年、3年とかけられるわけではないと思うので、2,000万円以上のお金を。財政的な問題もあるので、あるいはかける意気込みでやっていくということなのか。そういうものも含めていかに交流人口増につなげていくかという部分も含めて特産品の開発の中にはあると思うんですけども、その辺についてもお話をお伺いできればなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回のご質問の内容についてですけども、なかなかこういうソフトに関する財源というのは、町のほうとしても交流人口拡大するためにはブランド化というのは客を呼ぶためには非常に重要だという認識がありますが、財源的にはなかなか難しい。今回こういうものを応援するという趣旨での使い道としては国の施策とあっていましたので今回提案をさせていただいておりますけれども、基本的にはこの商品の検討、それから調査、それからヒアリング、制度設計、そしてPRの方法、それから具体的なマークだとかブランドのつけ方というようなところまで全体を構築していったら、それに基づいて次の段階は実施していくという考え方でいきたいなと思っています。ですので、今回せっかくの機会ですのでトータル、これだけの財源が使える機

会はなかなかないものですから、一気に全体を固めていきたいという考え方でおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これから考えるという、委託しながら考えるという形で簡単に言えばそういうことだと思うんですけども、ただ、今まで国の予算がついたからこの予算計上するんだではなく、今まで担当課なり町で産業振興のために、あるいは交流人口拡大のためにどういう形で推進していくかというそのことが私は基本になっていかなないとなかなかこの予算で全部ついたからやろうという形にいても、なかなか私は具体的な成果、予算に見合った成果がというの出来ないと思うので、その辺は担当課の中で今までの蓄積も含めてきちっと委託をする上での基本的な考え方を委託先に言えるようにしていただいて、そこで実際に国からの予算でもお金、税金でありますので、成果が出るようなそういった予算の執行のあり方、きちっと考えていただきたいなと思いますので、その部分については担当課で十分協議をしながらこの予算の意味、あるいは予算をどういうふうに生かしていくか具体的に執行する中で補正予算でありますので十分検討しながらやっていただきたいということです。それについて町長からお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私から改めてということはございません。議員おっしゃるような視点を大切にやっていかなければならないというふうに思うところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。あと、その下の18ページ。18ページの商工振興費の19の負担金補助金、これについては先ほど説明の中で出てきたように商品券の発行の補助ということで、基本的にちょっとわからないんだけど、数字的に8,000万円、補助附属資料を見ると8,000枚セットで1万円の1万3,000円で3割増しの商品券ということですけども、この予算額の3,500万円という、これの数字的な部分を最初に教えてください。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回3,578万2,000円の内訳のご質問でございますけれども、内訳といたしましては、今回8,000セット、1セット1万3,000円の商品券になりますが、具体的に申し上げれば1枚500円のものが26枚つづりになるわけです。そのときに、1万円で1万3,000円の、1万円お支払いいただいて1万3,000円分の商品券をお渡しするということになります。その1万3,000円のうちの3,000円分が8,000セットになりますので2,400万円、うち3,500万円のうちの2,400万円が予算の内訳の一つになります。それからもう一つは事務費になりますが、約900万円。それから回収事業というのを実施します。回収事業というのはスタンプラリーを予定しているんですけども、1カ所のお店に全部集中してしまうということになるとそのお店だけがひとり勝ちみたいなことになるので、満遍なく商店を回っていただくようにするためにスタンプラリーを実施しまして、スタンプラリーに商品をご褒美としての商品を用意するとそこに参加してもらわずと回っていただく。それに約200万円の事業費をつけております。それからあとは広報宣伝費です。それに50万円ということで、3,570万円ほどという内容になります。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話し聞くと、2,400万円だけではなくいろいろ事務経費、これ事務経費というのは基本的に当町で事務経費としてとるのか、あるいは商工会としてとるのか、また全体の額の中で今お話し聞くと回ってスタンプによってそれで効果を均等にさせるようなそういった考え方もお持ちのようですけども、商工会加盟だけではなく全体の町のそういった商工関係でかかわっている商店、それもちょっと視野に

入れながらやるのか、あくまでも今までのプレミアムで商工会の関連のそういった人たちの組合にやるということではないと思うんですけども、その辺は具体的にどういう形になっていくのかお伺いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、1点目の事務費でございますけれども、これは金額3,500万円を商工会のほうに補助というふうにご考えておりますので、今の約900万円の事務費も商工会のほうでの執行というふうになります。それからその取り扱い、要は使えるところの登録でございますけれども、今この商品券自体は基本的に域内、要は山元町内の消費拡大ということですので、山元町の小売り店等その登録している、商工会に登録しているお店、あるいは非会員ではありますが新たに参加してもらうというようなことも今から商工会さんのほうで調整をしまして、所在条件だとか納税だとか店としてのいろいろな経営上の条件というようなものを勘案しながら参加を募っていくといたしますか、そういうことで使えるお店を登録していくというような考え方でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的に国からのお金でもあるし、あるいは制度的に今まで実績で商工会がおやりになっているプレミアムの発行した2割増しの券も結構地元で使っていて、効果も上がったということもあるので、今回3割増しになるということになるとより効果が上がってくるだろうということなので、ただ、危惧するのはせっかくやるんですから今課長おっしゃったように全体に上手に行き渡るような形、町民もそうですけれども自営業者、そういう人たち、商工会、今の話だとどうしても参加できる人たちは限られてくるようなそういった感もするんですけども、広く使えるような形、あるいは利用できるような形、それをきちっと考えていただきながらこの事業執行に当たってほしいと思いますので、その辺については十分考えていただくようお願いをしたいと思います。

あと、それはいいです。最後に全体のちょっと関係なんですけれども、全体の事業執行で先ほど企画財政課の課長に指摘した関係とちょっと同じなんですけれども、例えばこれは21ページ、今回予算書の21ページの都市計画推進費の15節の工事請負費、13億7,677万1,000円の減。これも全体の年度末でいろいろ繰り越しもあるし、あるいは年度の事業、具体的に進めなかった部分もあったりして、ここで減額が多くなったと思うんですよ。先ほど企画財政課長もお話ししたように、全体で一つ一つの事業のおくれる原因等もあると思うんですけども、基本的には全体の事業でここにこの中に入っている部分でどのぐらいがオオバさんの管理に入っているかどうかわからないんですけども、ただ、事業執行する中では設計、あるいは業務管理、あるいは進行管理、あるいは計画どおりやれるかどうかという部分も私はきちっと見ながら一つ一つの事業を精査して、そのおくれる部分があるのであればおくれないようにするとか、あるいは年度内にやれる部分をきちっと考えながら事業発注に結びつけさせる。そういう形の考え方が私は必要ではないかと思います。そういった部分ではこのせっかく早くやる早くやると言いながらもこういう形で減額補正になるという部分、全体の事業進捗の中できちっとその辺を考えながら執行に当たるべきだと思いますので、一つ一つの工事についてはお話ししませんけれども、この15節の工事請負費のこの減額全体の考え方の中でオオバさんも含めて管理、その辺をどういう形でやっている。そしてどういう形の指導指摘を受けながら町と一体的にやってきているのか。その辺についてお伺いでき

ればなと思います。

議長（阿部 均君）オオバさんの進行管理の関係ですから、どなたが。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。CMの業務ということなんですけれども、CMにつきましては町の限られた人的資源の中で復興事業を円滑に進めるということで、本来発注者が行います基本計画の立案ですとか工事監督の補助、各種法定手続等々について体制的、技術的に補完していただいているというところでございます。そんな中で、オオバさんにつきましては山元町が行うことを補完してもらっているんですけれども、工事請負業者等々との間に入って工事の内容の照査ですとか、あと施工計画の照査、また工事監督の補助ということで行ってもらっています。また、その進行管理につきましても定期的に町とオオバさんと業者さんの中で工程調整会議ということで今全体工程を見ながらしているということで、体制的な補完ということで行ってもらっているというところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。何だか櫻井室長、もともと何だか具体的に仕事の内容を説明していただいたんだけど、進行管理の中できちっと管理していけばそんなにこういう形で減額補正がはっきり言うとなかったのではないかな。一つの事業の部分の理由、それもわかってはいるんですけれども、ただ、その中でもきちっと町と協議をしながら早くできるような方向とか、あるいはできなかつたらできない形での考え方で進むとか、そういう部分もCMの中での全体のその業務の中に入っているそういった仕事の内容だと思えるんですよ。そういう部分はきちっと判断しながらやっていくべきだと思うんですけれども、その辺についてはなかなか協議する中で一つ一つの事業、減額補正にならないような形の事業進捗、あるいは管理、施工管理、進行管理、その辺については全体のタイムスケジュールをきちっと考えた中での進行という部分がなかなか見きわめがつかないと思うんですけども、その辺についてどういうお考えなのか。櫻井室長でいいのかなどうかかわからないですけれども。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員の質問にお答えをいたします。先ほどCM業務の関係については櫻井室長のほうからお話がありました。現場の対応といたしまして、そのほかに現地等の出来形確認の立ち会い、あるいは週1の議員おっしゃるような施工管理の状況の調整等々をやっていただいております。その項目ごとに対価、要するに時価で実施した場合と比較検討ということで、安価な方法等を検討しながら対応しているというような状況でございますので、CMのほうについては我々今現場サイドとしては機能されているというふうに感じております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。機能しているという形であれば全体の進行管理がきちっとできていて、スケジュールどおりある程度やられているんですよ。それができなかったということは、町側の問題もあるしあるいは事業全体のおくれる理由、それも私はわからないわけではないんですけれども、CMの中でのきちっとお仕事なさっているという話、仕事している中でもきちっと仕事をもう少し別な部門で進行管理とか適正なタイムスケジュールに基づいての仕事、それを指導していく立場でもあると思うんですよ。それが今庄司室長の話だと全部すっかりできているんだと。全部すっかりできていればこういう形で全体の減額、こんな補正にならないんですよ。そこはもう一回答弁いただきたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変舌足らずな回答で申しわけございませんでした。

今回計上させていただいている金額等については契約書の出来高の9割の支払いという形で計上しております。なお、全体としての計上の7割ないというふうな形で段階的な検査をする中で、内々として部分払いの支払いの方法等で対応させていただく中での調整ということでございますので、出来高については全額の計上されていないということをご理解いただきたいと思います。ただ、進捗率等については若干おくれぎみだというのは、私どものほうでは実感しております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。前段で答弁したような形、わかっているんですよ。出来高払いで事業の費用を計上して、こういう形になっているというのは。ただ、それではなく最後に言った全体の進行管理の中でおくれてきている。それをきちっとおくれないようにしていく。そういうことが大切なので、あるいは全体の事業の中でそういう部分がないと早く事業をしていくという話があってもなかなかその事業そのものがついていかないということもあるので、その辺は十分今回の減額補正の中で出来高払いという部分はわかっているんで、それではなく仕事をちゃんとできるような体制、あるいは管理できるような体制をしっかりとやれるようにCM業者、あるいは町との協議の中でやっていくという形をきちっと体系的に組んでいただきたいと思いますので、その辺については十分。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。我々も年度ごとに、人が変わるたび、事業間調整等に対して時間を要するというような場面が多々多うございます。そんな中で、CMが継続的にやっていただくことによりましてより進捗率の確保ができるというのも否めないというふうな状況でございます。我々、その部分、部分を反省させていただきながら、あるいは改良させていただく中で議員ご指摘のような対応にならないよう、努力してまいりたいとかように思っておりますので、その辺はよろしくご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時50分といたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。あとのこともあるので、さらっと。15ページの一番最初に財政課長から説明いただいた最後のあれも附属への地方創生の関係の話いただきましたが、端的に企画費の総合戦略業務の策定業務、委託料の900万円でございますけれども、900万円という形で企画会社に渡すのか。まず、それをお伺いします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今のところは全て委託ということで考えております。ただ、国のほうから戦略策定の手引きというのが示されているんですが、市町村はなかなかマンパワー等の確保も難しいので委託をしてもいいけれども、主たる部分についてはしっかり起草といいますかみずから書きなさいというような話になっておりますので、ちょっとまだ具体的なところは詰め切れはしていませんが、そのような形で対応したいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。いみじくも課長が話したとおりであります。企画会社にそのままお渡しするという一番最初開口一番そういうご答弁をいただきましたが、そういうことになるとどこの戦略業務でも戦略でも同じもの、表紙がいい〇〇町と××町との違い

みたいになってくるのは明白なんだね。だから、後半でご答弁なさったようなことは十分意にとめてやってもらわないとだめでないのか。中身同じで××町、〇〇町だけの表紙だけ違ったものになるのではないか。それを一番懸念するわけでございます。もちろん900万円しか出さないんだからこんなものだと言われればそれまでかもしれませんが、町長前から言っていましたとおり、それぞれのプロジェクトチームをつくってきたわけで、研究もしてきたわけですから、十分その辺も踏まえて企画会社に渡さないところも同じ金太郎あめみたいなものばかり出てきたのではだめだということだけはご指摘しておきたいと思います。

それと、額は小さいのでございますが、13目の行政相談費のこれもまた委託料。婚活支援事業運営業務委託、これはどういう形で委託、どういうところに委託するようなお考えで今いるのかをお伺いをいたします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えを申し上げます。婚活の関係の委託につきましては、近隣市町等でこういった実績のある業者等のほうに委託を考えておるわけでございます。内容といたしましては、体験型のイベントとか、あとは交流等のイベントの企画をやっていただきまして、その中で独身の男女の出会いの創設をつくっていただくというのがまず1点と、あとは新たな会員といいますか町内の独身男性と、あとは女性も含めますが町内での各企業等にお勤めになっている方などに対しまして会員を要請をいたしまして、会員登録をしていただいて、その会員の方々での交流の27年度についてはそういった形でのイベントをやっていただくのが一つの目的と、あとは会員同士で婚活会というような仮称になりますが、その会員の中で自主的な活動ができるような養成も委託する業者の中で27年度中にそういった形をやって、以後に続けていきたいなというような考え方で委託を考えてございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。今ちょっと今のご答弁にちょっとわからないところあったんですが、今審議しているのは26年の補正ですよ。何か27年度のお話に重きが置かれたような感じがしたんですけれども、あと近隣町でも頼んでいる婚活会社に委託するみたいな話が、その辺がちょっと理解できないし、あるいは新たに名簿をつくってこれは27年度の話というような形でご答弁いただいたんですけれども、その方々に、まずもって今お伺いしているのは今回は100万円で前41万7,000円、だから141万7,000円の使い道をお聞きしたいんです、まず。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、既存の41万7,000円につきましては行政相談業務、既存の中身の事業になってございます。この婚活の予算につきましては今回補正しました100万円で事業計画しているということでございます。

先ほど27年度というようにお話をしてしまいましたけれども、この内容につきましては繰り越し事業というようにことで、実際の中身については27年度の内容になってくるというようなことでございますので、大変申しわけございませんでしたが、27年度というようにお話をしてしまいました。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりは、補正でとってはいるんですけども、実質3月中に使いこなせないから4月からの27年になるでしょうとこういう意味でのお話と受けとめました。それはそれでいい。100万円ばかりだと。これ全部若い人たちに預けたらいいんじゃないの。婚活会社ではなく。そのほうがやるんではないですか。私はそのほうがいいと思う。100万円渡すから、あなたたちで考えて若い女性たちとの交流会なり

名簿つくるなりやってみたらどうだ。意外と若い人は信頼をすると想像以上の力を発揮するのではないかと私は期待を持っているんですが、いかがでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の取り組みは今担当課長が申し上げましたように、町として専門の方にまずはスタートの形をお世話をしていただくというふうな考え方でございますので、いずれ一つのきっかけから発展していく中で議員ご提案のような形も場合によっては考えられるのではないかなと私も思います。まずは、この形で始める中で発展的にいい形が模索できればありがたいかなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。これは課長にお伺いをしますが、近隣の市町とのそういうことで、大体どの程度、近隣というところの程度を考えていらっしゃるでしょうか。どういうふうな婚活会社を考えていらっしゃるか教えてください。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。まず、近隣の考え方でございますが、隣接の亘理町、あと角田市、丸森市などでもこういった形でのイベント会社のほうにお願いをして、体験交流とかそういった実績がやっておるところは調査をしております。私どもにつきましても、そういったイベント会社、数社あるかと思っておりますので、そういった中から山元町に活動がとれるような業者を今後選定していきたいというような考えでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。基本的に、今課長ご答弁なされたようなことになってしまうのかなとは思いますが、周囲1市2町ぐらいでは小そうございます、余りにも。私は仙台から南ぐらいは全部話しあってしないと相性のいいのを見つけられないのではないのかな、今の時代というような気もするんですよ。ですから、白石、蔵王含めた仙南全部ぐらいの近隣自治体と考えて、少し幅広くしないとだめではないか。100万円だけですから、これからいろいろなことを考えて、町長施策を27年度は考えられるでしょうから、あるいは新たな補正とか考えて、そういう意味ではもう少し柔軟にやわらかく、亘理、角田市、丸森だけではなく仙南ぐらいが近隣というぐらいは思って、宮城県全部というのなかなか厳しいところもあるかもしれませんが、仙南ぐらいはもう近隣ですよ。男女の付き合いなどと言ったらまだまだ、一般農業とか小さい町で考えますが、大体みな職場でなんか結婚するのは全国規模だからね。九州の人と一緒になったりなんか、そういうことが多い時代ですから、せめて仙南ぐらいは、あるいは福島県北ぐらいは考えて交流させるような婚活会社をお願いする方向で考えていただきたく思います。これについてはそれで結構でございます。

それと、附属資料の最後のページの18ページのにぎわい創出事業で、コミュニティを中心とした商業活性化を図るべく商店街の空き店舗を利用した人的交流スペース整備に係る費用、またその施設を拠点としたイベント実施に係る費用を補助するものであると、これは産業振興課となっている。1,000万円、今のところ考えているのはどういうところですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回は商店街におけるにぎわいを創出するということから、きっかけづくりとして交流スペースをつくってそこに滞留するきっかけ、そして滞留時間を長くしていただいて、商店街の売り上げにつながるというようなことを考えております。内訳といたしましては、空き店舗をリフォームするという内容です。それからその空き店舗を借り上げる借り上げ料、それから年間通じてかかる光熱水費、そういった店舗を確保する内容がまず一つあります。あと、イベントの開催というようなことでこれについては展示会とか料理教室とかカルチャー講座とか、ここにここならのではの

イベントで人が交流していくようなメニューをイベントとして開催する経費を考えております。

それからこの空き店舗については改修した後に、そこに人を置いてご案内をするというようなことから、人件費を2名分雇用するということです。それから事務経費というような内容をこの1,000万円の中で計上して算定をしております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ちょっと今のご答弁いただいたんですけれども、1,000万円ばかりでそんなにできるんだろうかみたいな感じを持つんですよね。何か、人を置いてというような話にとったものですから、例えば商店街の空いている店舗をお借りして、その光熱水費から何かからみな持つ、人も置く。それから料理講習会も開いてとこんなような話に受けとめたんですけれども、それで1,000万円で何できるだろうと、そこまでもできるかしらみたいな私としては感じるんですけれども、少なくとも商店街には車とめられるところがないとだめだよね。車とめられないとまずもってだめ。年寄り勝手にお茶飲めるような場所でもつくってくれなければだめだ。そういうようなもつと、1,000万円しかないんだから、もっと自分の尺度にあった方策のほうが人件費人2人ぐらい置きたいというような今の課長の答弁にとったんですけれども、人2人も置くより年寄りでもいつでもお茶飲めるようにしたほうがいいんじゃないの。その辺、いかがですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。空き店舗のリフォームで、今のところ具体には山下の商店街を今考えておりますけれども、そこで電気・ガス・水道、壁紙とかそういったリフォームをする。それからその家賃、それから電気水道というようなことで、約これで480万円ぐらいになります。それからイベントの開催経費としていろいろテーマがありますけれども、小さい子供を連れながら来る、あるいはお年寄り、議員おっしゃったようにちょっと来てお茶飲みみたいなそういったもののきっかけになるようなイベントとして約経費を150万円ぐらい計上しております。それから人ですけれども、バイトさんのことになろうかと思っておりますけれども、交代で勤務していただくということで約300万円ほど、1人年間百五、六十万円ぐらい、それを見込んでおります。そういったことで、とにかく場をまずつくってそこに人が寄ってきて、そこをきっかけに隣近所、あるいは商店街のほうに足を伸ばすというような効果をやってはどうかというような提案の内容でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。発想としては悪くないと思うので、まず一つは身の丈にあったように、一つは柔軟な発想でということをご指摘申し上げて、私の質問は終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。17ページの一番上、保育所費あったかご飯についてなんですけど、先ほどの説明の中でこれは国費全額という説明だったんですが、これは今回限りの事業かどうかお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。こちらのあったかご飯の事業につきましては、今回地方創生にあわせて予算計上させていただきましたが、子育て支援の観点からこれは継続事業というふうな形で考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ぜひそのように取り組まれたいと要望するわけですが、これ国の金が切れたときにどうなるかということを心配して質問したわけですが、今の話を聞

いてこれはそういうことがあっても続く、続けるというように受けとめました。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。ということで、次は863都市計画復興推進費、附属資料で15ページ。なかなかこの辺の話になるとなかなか理解できないような事業の仕組みになっているようでということから確認します。このがけ地近接等危険住宅移転事業、それから下の防災集団移転促進事業について先ほど説明していただいたんですが、なかなか理解できないでいます。どちらも使いこなせなくて別のほうにいたというようなことなんですが、この辺の財源の動きはどうなっているのか。例えばがけ地近接等住宅移転事業、これの財源はたしか43億円だったかその辺なのかもあいまいになっているんですが、下も同じですね。防災集団移転事業、その辺の内訳についてお伺いいたします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。それでは、がけ地近接危険住宅移転事業等々についての、事業のまずご説明させていただきますと、今震災復興基金交付金等々を利用した部分と、あとこの防災集団移転とかこちらの3つの事業を組み合わせると町の全体の住宅再建支援事業を組んでいるところでございます。その住宅再建支援事業のいろいろな施策をとる中で、それぞれその財源を使い分けて住宅再建支援事業を運用しているところです。例えば、がけ地近接等危険住宅移転事業であれば、町内へ単独移転された方々の利子補給、こちらについてをこの事業を使ってやっているということになります。また、その附属資料の15ページからの防災集団移転促進事業につきましては新市街地、防災集団移転なので町が造成する住宅団地へ入られる方を主に対象として利子補給ですとか、あとは移転費補助といった部分を使っているところです。ただ、移転費補助、引っ越し代等につきましては防災集団移転促進事業は住宅団地に限らず使ってもいいということに形になってございますので、こちらは新市街地に入られる以外の方への移転費もこの防災集団移転事業で使っているところです。また、震災復興基金交付金、こちらの部分でやっている部分がそれ以外ということになりますけれども、防災集団移転事業ですとかがけ地近接等促進事業、こちらの部分で使えない部分を県からいただいている震災復興基金交付金を利用しているところでやっているところです。例えば遡及的な扱いだったり、また町の独自支援という部分があったと思うんですけれども、それは実費補助と言われる部分です。ローンの利子の補給をしたり実費補助を選択制で使っている町独自の部分というのは主にその復興基金交付金というのをを使って、それぞれ制度の選ぶ部分によっていろいろな事業を使い分けて運用しているというような内容になってございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。このがけ地近接等危険住宅移転事業も防災集団移転事業もその多くは新市街地に集まる人に使われるというふうな受けとめ方でよろしいのでしょうか。とりわけこの実費補助とか利子補給については多分別な基金の中での対応ということなんですが、多分実費補助というふうになると今度その基金交付金の活用ということになるのかなというふうな受けとめ、そうするともうこの辺で相当その8億円は使われてしまうのかなというふうなことで聞いているわけなんですが、そういう受けとめ方でしょうか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。実費補助の部分につきましては、こちらは最初にいただいた今議員おっしゃった8億円のほかに43億円という部分がございます、8億円と43億円の主に使い分けとしましては、43億円のほうから説明すると、43億円

のほうは主に浸水を受けた部分で住宅の再建支援、どちらかというとな家を建てる時の利子補給をしたり補修をしたり、そういった部分に使いますので、実費補助の部分については43億円を使えるのが主ということになります。議員のおっしゃるような8億円の部分となってくると、例えば一律に生活支援をするような金額、そういった部分が8億円ということ整理して使っているところです。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。実費補助もその43億円の中から使えるということですね、今の説明では。その43億円というのはできるだけそれで対応していくべきだということから、確認したわけです。そして8億円は非常に全体の中で使われるようにという考えから確認しました。まずわかりました。

それから予算書の中の先ほどの取り崩しについての説明受けたわけですが、これまた13ページです。財政調整基金とこれは結果どういうふうを受けとめればいいのかということなんです。説明の中でも大きな減に対し事業のおくれ、あるいは次年度というような状況の中でなぜですから財源も移動するということですから、本来ならばこの辺が減というのは増というのは考えられ、それも含めた先ほど多分に説明されたと思うんですが、なかなか複雑で理解できない、簡単に確認できるのはこれいずれまだ結果として戻ってくるのかという次年度にいろいろ精算すればこれこの金、これも貴重な金だからね。一般財調の金取り崩して基本的に復興関連事業というのはずっと何回も確認されているように国の復興財源の中で対応する。できる。できるだけそういう事業に対しては町の貴重な金は使わないというとおかしいけれども、大事に使うためにはこの辺の使い方についてちょっと簡単にというか大事に使うという意味からこの増というのはどうなのかということ改めて確認したい。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今のご質問に対してまず端的にお答えしますと、今回取り崩す1億2,000万円というのは、先ほどの説明の中でも申しあげましたけれども、大きな要因としては山下第二小学校の国費が翌年度に送られるということの立てかえということになりますので、来年度戻ってくるということでご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第30号平成26年度山元町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第19．議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第31号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容としましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,224万3,000円減額し歳入歳出それぞれ20億288万1,000円とするものでございます。

7ページのほうをお開きください。まず歳出のほうの説明から申し上げます。2款保険給付費、3款の後期高齢者支援金等、それから6款の介護納付金、こちらにつきましては補正額についてゼロというふうな計上をさせていただいています。これにつきましては、給付費等につきまして国の負担金見込み額がほぼ決定したというふうな関係から、財源の充当先としまして財源の間の財源のほうの内訳のほうの変更をさせていただいたというふうな内容になってございます。それから7款の共同事業拠出金でございます。拠出金につきましては、国保連のほうから確定の通知、こちらのほうが参りましたので減額をするというふうな内容になっております。それから最後、9款につきましては基金積立金でございます。利子の積立額2万2,000円を計上しているというふうなものでございます。

それでは、歳入のほうに移ります。5ページのほうをお開きいただければと思います。3款国庫支出金につきましては、先ほど申し上げましたが、国の負担金負担割合等がほぼ確定いたしました。そのことにより減額をするというふうな内容になっております。当初予算につきましては国からの通知等により推計されたもので行っておりましたが、今回決算のほうの大体の見込みがついたという関係から減額補正をさせていただいたというふうなものでございます。それから6款です。県支出金につきましても、県からの確認通知等がございまして高額療養医療費の共同事業のほうの負担金の減額を行っているというふうなものでございます。それから7款共同事業交付金でございます。これにつきましては、国保連から確定通知により減額が確定いたしましたので、その分につきましては減額措置をするものでございます。项目的に、上段共同事業交付金につきましては何度か申し上げます80万円以上のレセプトの関係。それから2項のほうにつきましては30万円以上のレセプトの関係というふうなものでございます。8款財産収入でございます。これにつきましては基金の利子ということで、増額措置をしております。

それから繰入金になります。初めに基金繰入金というふうなことで財政調整交付金の取り崩しでございます。最終的な財源調整ということで、そちらを1億6,000万円減額するというふうなものになっております。2項につきましては一般会計からの繰入金というふうなことでございます。まず初めに基金基盤安定繰入金でございます。850万円ほどの減額になっております。税の軽減部分、こちらのほうがほぼ確定というような形から国から示されるワークシート等に基づきまして確定通知を出しましたので減額措置をするものでございます。その下の2節につきましては、その他一般会計繰入金ということで290万円ほどございます。これにつきましてはルール分としまして国保財政安定化資金繰り入れのというようなもので290万円ほど増額をしているものでございます。

以上、議案第31号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を

賜りますようお願いを申し上げます。

すみません。ただいま説明の中で基金繰入金を1,400万円というようなご説明を申し上げました。1億4,600万円ということですので、ご訂正申し上げます。大変失礼しました。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第31号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第20. 議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第32号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出からそれぞれ2,104万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ1億4,361万3,000円とするものでございます。

まず、歳出の説明から申し上げます。6ページのほうをお開きいただければと思います。後期高齢者連合のほうに納付いたします納付金につきまして、2,104万4,000円を減額するものでございます。その財源の内訳としまして歳入のほうをご覧ください。5ページのほうになります。歳入の内容というふうなことでございます。後期高齢者の保険料につきまして、まず特別徴収分です。こちらにつきまして1,000万円ほどの減額、それから普通徴収分につきましては71万円ほどの減額というふうなことになります。それから一般会計の繰入金としまして959万2,000円というふうなものになります。これらにつきましては、当初の見込みに対しまして決算の見込みがついたという関係からこのような形になります。

以上が議案第32号についてのご説明でございます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第32号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第21．議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第33号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の予算規模でございます。歳入歳出にそれぞれ788万5,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ13億2,840万6,000円とするものでございます。それから第2条といたしまして繰越明許費のほうを設定をさせていただいております。

まずは歳出のほうの説明から申し上げます。7ページのほうをお開きいただければと思います。歳出のほうの補正につきましては、総務費でございます。こちらのほう、788万4,000円の増となっておりますが、説明にございますとおりに介護保険の制度改正に伴いますシステム改修料の委託料でございます。そのほか、基金の利子の積立としまして1,000円を計上しているというものでございます。

その財源に見合います歳入部分の説明でございます。前ページの6ページのほうをごらんいただければと思います。まず国庫支出金の関係になります。ただいまの歳出のほう、システム改修料と申しましたが、これは国からのほうの補助金のほうが設定されてございます。その限度額という関係で146万6,000円を計上しているというふうなものでございます。次に、6款の財産収入費、こちらは基金利子でございます。そして、7款の繰入金でございます。この事務費繰り入れ、システムの改修料としまして不足する部分につきまして641万8,000円を計上しているという形でございます。

以上、議案33号についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 33 号平成 26 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 22. 議案第 34 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第 34 号平成 26 年度山元町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

初めに 1、2 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1 款水道事業費 2 項営業費用は、平成 26 年度消費税及び地方消費税納税額 600 万円を増額するものであります。収入について申し上げます。1 款水道事業収益 1 項営業収益は消火栓の維持管理に要する経費 62 万 3,000 円増額するものであります。2 項営業外収益は繰り出し基準に基づく一般会計からの補助金 21 万 4,000 円を増額するものであります。次に、資本的収入及び支出について申し上げます。1 款資本的支出 1 項建設改良費は新市街地水道施設整備事業工事負担金及び沿岸部の災害復旧工事費等 1 億 1,108 万 7,000 円を減額するものであります。収入について申し上げます。支出に見合う財源としまして 1 款資本的収入 1 項企業債 900 万円を減額、2 工事負担金 100 万円を減額、4 項国庫補助金 8,175 万円を減額、5 項出資金 680 万 7,000 円を減額するものであります。

最初のページにお戻りいただきます。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入第 1 款水道事業収益 83 万 7,000 円増額し、総額 4 億 7,085 万 1,000 円とするものです。支出第 1 款水道事業費 557 万 3,000 円増額し、総額 4 億 3,593 万円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3,512 万円は当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。収入第 1 款資本的収入 9,855 万 7,000 円を減額し、総額 1 億 153 万円に。支出第 1 款資本的支出 1 億 1,108 万 7,000 円減額し、総額 2 億 3,665 万円とするものであります。

次のページをお開きいただきます。第 4 条、予算第 5 条中の起債の目的、限度額を記載のとおり改めるものでございます。第 5 条、予算第 9 条中繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第34平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第23. 議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第35号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1款下水道事業費1項営業費用は庁舎建物賃借料42万7,000円を減額するものです。収入について申し上げます。1款下水道事業収益1項営業収益受益者負担金は排水可能になった区画を毎年4月1日に公示し、条例に基づき受益者負担金を徴収することになりますが、新市街地災害公営住宅は整備期間が延びたことから2,263万1,000円を減額するものであります。次に資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は山下停車場線管渠工事の減及び昨年3月にJRと常磐線移設に伴う下水道支障移設に対する工事施工の取り交わしによりましてJRで施行することとなったため、工事請負費等4億1,599万9,000円を減額するものであります。収入について申し上げます。支出に見合う財源としまして1款資本的収入1項企業債6,000万円を減額、2項工事負担金2億3,000万円を減額、4項国庫補助金1億99万9,000円を減額、5項出資金673万円を増額するものであります。

最初のページをお開きいただきます。第2条、予算第3条に定めた収益的収入が収入及び支出を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益2,263万1,000円減額し、総額10億1,106万2,000円とするものです。支出第1款下水道事業費42万7,000円減額し、総額9億8,320万8,000円とするものです。第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,787万2,000円は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を調整し補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款資

本的収入3億8,426万9,000円減額し、総額3億5,949万7,000円とするものです。支出第1款資本的支出4億1,599万9,000円減額し、総額6億3,736万9,000円とするものです。

次のページをお開き願います。第4条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額を記載のとおり改めるものでございます。第5条、予算第10条中の繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。資本的支出の2目の施設整備の整備費、これの委託費の減額、これについては全体の出来高という形なのか。下水道全体の見直し業務委託料の減という形になっていますけれども、内容的にどうなのかと、下水道事業の計画、全体の計画、大ざっぱでいいですからどういった計画の業務で委託しているのか。あと、今の金額的なこの委託料の5,000万円の減について事業執行ができなかったということなのかどうか含めてご答弁いただければと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。下水道の全体計画の見直し業務の委託料ということで計上しておりましたが、これについては都市計画区域の見直し等、都市計画事業も関連してきますので、当初見込んでおりましたがこれは来年度以降の投資計画の見直しとともに行うということで5,000万円減額したわけでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。前段の部分もちよっと答弁いただけなかったんですけども、下水道事業全体で例えば計画を練るときに、都市計画のその市街地の分だけではなく全体の整備の中での計画ということもあるのかなと思う。あくまでも今回市街地中心のことなのか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。下水道関係でございますが、今回大震災で被災をこうむった沿岸部の区域もあるんですが、それらも含めて全て全体の下水道計画を縮小するような形での見直しということで考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そうすると、具体的に今までの危険区域に今充当されている部分とか、あと2種、3種、あるいは全体の沿岸部の計画の中で具体的にどういう形の計画をしていくのかということと、あともう一つはこちらの市街地の分の増設の部分と、具体的にこの予算減額なった部分で全部計画を練るような形だと思うんですけども、今の時点で基本的にどういう形の考え方でいくのか。集中的に、例えば今まで危険区域に線引きされている部分も下水道管がたくさん入っているということで埋め戻しということもあるし、あるいは実際にそれをどういう形で活用利用していくのかという部分もあるんですけども、その辺のある程度基本的に1回、この業務委託しているので考え方についてお話をお伺いしたいと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。全体計画の見直しについてはまだ発注しておりません。この分については下水道計画の見直しということで、沿岸部の第1種区域については下水道区域から除くということと、あとは丘通りの部分で下水道の計画区域を縮小するというふうな部分とか、あとは新市街地を含めた今後の都市計画区域の決定に基づいて下水道計画もそれらの決定とあわせて下水道区域のエリアを縮小するというふうなことで考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今所長のほうからお話あったように、具体的には1種区域の部分は外すとか何点か決まっていると思うんですけども、そうすると全体に受益者になったりあと面積、牛橋の公共下水道とする面積等の問題とか、あとそれに付随した管路の問題とか、付随して今回委託をする中で考えていくと思うんですけども、最終的には今回の委託する中でどのぐらいの規模の人口を想定しながら下水道の処理をしていくという形で一応計画全体を考えて業務委託するのか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それについては27年度で、ただいまご質問のありました人口規模とか、あとは下水道のエリアとかについては東部地区の農地整備等その辺の計画なども勘案しながら平成27年度で対応していくということで考えてございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第35号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時といたします。

午後 3時48分 休憩

午後 4時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第24. 委発第1号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。山元町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由についてを説明します。

2ページをお開きください。提案理由については地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、議会への出席説明の要求について所要の改正が必要となったことから提案をするものであります。

改正の内容につきましては1ページにあります。山元町議会委員会条例の18条中委員長を教育長に改めるということであり、附則につきましては、この条例は平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日、または平成28年10月1日のい

ずれか早い日から施行するという内容であります。

以上を山元町議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第1号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第25．議案第4号、日程第26．議案第5号、日程第27．議案第6号、日程第28．議案第7号の4件と一括議題とします。

本案件は2月27日総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。議案第4号、5号、6号、7号の4案件の審査の結果について、皆さん配布されておる委員会報告書をもって報告いたします。

本委員会は平成27年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。議案番号、件名、審査の結果について報告いたします。

議案第4号山元町新型インフルエンザ等対策本部条例、議案第5号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例、議案第6号山元町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、議案第7号山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、以上4件を可決すべきもの。審査の結果、可決すべきものといたします。

総務民生常任委員会委員長、遠藤龍之。

山元町議会議長、阿部 均殿

以上で報告終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第4号山元町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第5号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第6号山元町地域包括センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第29．議案第8号を議題とします。

本案件は2月27日産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長（菊地八朗君）はい、議長。委員会審査報告。本委員会は平成27年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号議案第8号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例。審査の結果、議案第8号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例。可決すべきもの。平成27年3月山元町議会議長、阿部 均殿。

以上、産建教育常任委員会の審査の報告といたします。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第8号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第30．議案第9号、日程第31．議案第10号の2件を一括議題とします。

本案件は2月27日産建教育委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長（菊地八朗君）はい、議長。委員会審査報告。本委員会は平成27年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。議案第9号山元町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、議案第10号山元町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例。審査の結果、可決すべきもの。平成27年3月山元町議会議長、阿部 均殿。

以上、産建教育常任委員会の審査の報告といたします。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第9号山元町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第10号山元町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第32. 議案第25号を議題とします。

本案件は2月27日総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について、審査の結果が出ましたので皆さんお手元に配付されております各委員会審査報告書をもって報告いたします。

本委員会は平成27年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第25号山元町後期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について、審査の結果、可決すべきものということになりました。なお、この計画につきましては意見が出ており、その意見の内容につきましては法改正の影響、また保険料の改定も含む重要な事業計画を審査する上で提案された時間が遅く十分な審議時間がとれず、現段階では判断できないとの意見があったこともあわせ報告いたします。

総務民生常任委員会委員長、遠藤龍之。

山元町議会議長、阿部 均殿。

以上で報告終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。改めて質疑をします。今報告を受けた中で、審議時間がとれないということだったんですけれども、あの膨大な計画、それをどのぐらいの審議の回数で一応審査されたのか、まず初めにお伺いします。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。2月17日に提案、私どもに提案され、そして3月議会に入って付託されたということで、計4回になりますか。17日と3月2日、11日、4回です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。なかなか膨大な介護保険の計画、審査するのは大変で、ただ可決すべきものということでお受けしたわけですが、この内容的に保険料、これからの保険料の関係と基金等の兼ね合いで安定した介護保険が運営できるということで審査なさったと思うんですけれども、その辺の審査の中身とか最終的にどういう判断の中で可決すべきものということになったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。4回審査検討行ったわけですが、大きな中心は保険料の改定という中身でこれは先ほどの提案介護保険条例の先ほどの提案の説明の中にもありましたが、その出発点は7,700万円をベースにこれを3,000万円、3年間で3,000万円崩してそして少しでも保険料の改定上げ幅を圧縮するというようなことでとの説明でありましたが、この7,700万円という数字にもっと検討できないかというような議論もありました。検討というよりもこの7,700万円というのは25年度末の基金残高が7,700万円、しかしながらこの時期に25年度の決算剰余金が約1億円あって、それがその半分を基金に回すということで4,600万円ほどがこの7,700万円に加わる。さらに、26年度の剰余金もこの同じ時期ですからもうこれの見込みがわかるはずだというようなことで、この辺の数値については明確には示されなかったんですが、しかしながら、これも剰余金赤字になるわけはこれまでの経緯から見ればならないというようなことで、この辺の調査と申しますか確認が示されたわけですが、その辺は最終日あたりになって十分な結論が得られなかった。結論と申しますか実際どうなのかということでの確認はできなかったということで、こういうことがあつていろいろあつたといいますが、まだ審議不十分と審査不十分というような状況もあつたわけです。その前に今回のこの事業計画を審査する付託されて審査するという件なんです、このほかに先ほどもちょっと迷つてといいますが混乱した部分があるわけですが、同時期に議案第4号、5号、6号、7号も一緒に審査をしなければならないという状況も在りました。そして、このほかの4件、先ほどもちょっと戸惑ってしまった部分があるんですが、この中でも非常に重要な内容を含むものが提案されている。付託されている。その一つは山元町子どものための教育・保育に関する利用料の負担額を定める、これは保育料の引き上げです。を内容とするものなんです、こうした重要な案件をあのこの短い間で短い期間の中で日程の中で我々審査しなければならないというそういう中での流れの中での事業計画も審査して結論を出さなければならないという状況の中で審査が続く。そんなことから、そしてこの議案、この案件につきましては意見がついたというの

もそういった十分な審査のする時間がなかなかとれない。理解が進まない。そういう中で判断をするというのはなかなか厳しいというようなことから、継続という意見もあったんですが、ぜひ執行部はこの期間中に決めてくれというような話もあって、それもちょっと甘えた話なのかなという。だったらその前にもっと我々が審査できるような時間にある提出していただければというそういう話もあったわけですが、そういう中でこのような結果が出たということでもあります。

その審査の中でまだ保険料についてはまだ検討の余地は残っているのではないかとこの部分が中途半端の中でそこまでいかない中での結審といいますか、結論が出されたという状況であります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。大まかにわかりました。結局、計画に基づいてこれから事業をやっていくわけですが、その辺で先ほどお話ししたように安定的に運営できるような、そういった計画で在るのかどうか。その辺の判断については可決すべきものということなので、十分審議されたとは思いますが、その辺について最後にお伺いしたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この計画全体につきましては、これまた法改正の大きな法改正のもとでの内容も含まれている。大きな法改正介護保険制度が大きく変えたという、そして4月から実施ということについては皆さんも知っておられるといいますかそういうことになっているということは御存じかと思いますが、そうした中で大きな改正点ということでは要支援1の方々が介護事業から外される。そして町の支援地域支援事業に移行されるといったようなこととか、特別養護老人ホーム介護度3これまで1、2の方々も入ることができたわけですが、今後は法改正によってその介護度に1、2の方は入所できなくなるといったような内容とか、介護報酬先ほどありました介護報酬の改正改定といったようなもろもろと大きな改正のもとでその内容を含む事業計画となっているわけですが、この辺については現実にあったといいますのは先ほど言った要支援1、2というのが即来年度から実施されるということではなく十分体制を整えて十分応えられるような3年後です。3年後に移行するというような事業計画の内容等になっており、その辺については今スグの住民負担に対する負担というかサービス等々についての影響はないものなのかなということは全体ではそういうふうな受けとめ方はされたのではないかと。全体としては、あとこの事業計画について若干疑問に思った将来人口推定等々は議題話題に上った。相当復興計画、町の復興計画以上の伸びとなっており、そしてここで問題といいますか話題になったのは同じ担当課で子供の事業計画もつくっているわけですが、同時期にそこでの推計人口は昭和31年で9,900人という推計をして子供のほうはそういう将来人口で進めている。こちらについては相当伸びた数字1万3,000、4000というその中のその数字をベースにしたもろもろの計画ができていているというところでの疑問なりそういった意見は出たところでもあります。しかしながら、全体としてこの計画に対して今すぐ動向というのは表面上は出てこないのか。それが大体多くの意見だったということでもあります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について、次の理由から反対の討論を行います。

今回策定の事業計画は介護保険制度の大きな改正があったもとの改定となっており、また介護保険料の改定も予定されている重要な内容を含む改定案であり、十分な審査が求められております。今回の事業計画には介護保険制度の要支援の要支援利用者の訪問、通所サービスを保険給付対象から外し、市町村事業へ移行する予防給付の見直し、補足給付の見直し、介護保険料の引き上げなどサービスの低下、被保険者の負担増が予定されていることなど、重要な内容を含んだものとなっており、とりわけ保険料の引き上げについてはまだ検討の余地が残されているものと考えられ、引き続き審査が求められておりました。こうした重要な計画案を審議するのに時間の保証がなかったことが大きな問題であります。私たちに正式に提案されたのは2月17日であり、3月議会にはこのほか同じ保健福祉課から提案された条例案が4件付託され、その審査もあわせて進めるという中で会期中という限られた時間の中での結審ということでは十分な審査が困難で、委員会では継続審査という考えもありましたが、結審を求める意見が多く、結審となったということではありますが、疑問も残り、修正検討の余地も残しながら十分な理解が得られないという状況の中で判断を迫られるという状況の中で議員としての責任が持てないということから、私はこの案件には反対をするものであります。以上です。

議長（阿部 均君）次に、原案の賛成者の発言を許します。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。まず、討論する前に総務民生常任委員会の皆様、慎重審議、ご苦労さまでした。

私は議案第25号山元町高齢者保健福祉計画並びに第6期介護保険事業計画について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の高齢者保健福祉計画、そして第6期の介護保険計画は平成26年6月に国の介護保険制度の改正に基づき27年4月1日より施行するという国の大方針のもとが基本になっております。本町の介護計画は今までの第5期計画を承継しつつ、東日本大震災からの再生、復興を見据え、平成27年から29年度までの計画であり、高齢者福祉のさらなる充実と介護保険事業の安定的運営を図るための計画であります。特に、今回の国の介護保険制度の改正の主な内容は、第1点としては地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実や予防給付の見直し、すなわち介護予防に関する訪問介護、通所介護について町が地域の実情に応じた取り組みをできる仕組みとなっております。そのほか、特別養護関係、低所得者等の保険料の軽減策等大きな項目として6点が挙げられております。

本町の高齢者の実情を見ると、要介護認定者の推計において平成29年度において900名を超える推計になっております。これらを安定的に介護保険のサービスを推進するには給付費の推定を見込み、そして基金からの繰り入れを推計し、そしてできるだけ低額な介護保険料の算定が求められております。今回の計画においては最低限の推計をした中で山元町にあった金額の保険料が算定されたと思います。基準となる月額4,800円、年間5万7,600円、全国平均、宮城県平均との比較においても妥当な金額と私は推定しております。

よって、今回の第25号は山元町民の高齢者福祉サービスの充実に必要不可欠との思いから私は賛成をいたします。以上で討論を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第33．議案第36号から日程第38、議案第41号までの6件を一括議題とします。

議案第36号から議案第41号までにつきましては、3月9日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（渡邊 計君）はい、議長。お手元に配布されております書面の朗読により、報告とさせていただきます。

予算審査特別委員会審査報告書。

議案第36号平成27年度山元町一般会計予算、議案第37号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第38号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号平成27年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第40号平成27年度山元町水道事業会計予算、議案第41号平成27年度山元町下水道事業会計予算。

本委員会は平成27年3月9日付で付託された議案を、審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

特に留意すべき意見。議案第36号平成27年度山元町一般会計予算について。1点目、子育て支援基金の用途は用途に沿って安定した支援ができるよう基金の醸成を図り、早急に運用すべきである。2点目、社会福祉協議会の人件費補助については職員の不正支出の問題もあり、町民の信頼を得られるよう決算の推移を見ながら組織の自立に向けての適正な補助をすべきである。以上。予算審査特別委員会委員長、渡邊 計。

山元町議会議長、阿部 均殿。

報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）これから議案第36号平成27年度山元町一般会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

まず、本案に反対の発言を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私はただいま提案されております議案第36号平成27年度山元町一般会計予算につきまして、次の理由から反対の討論を行います。

1つは、子ども子育て支援新制度導入に伴う諸問題が挙げられます。その1つは保育料の引き上げが含まれた内容となっております。予算書では平成26年度当初予算では1,846万8,000円、保育料です。27年度は1,885万7,000円の予算措置となっております。その保育料引き上げの要因、そしてこの保育料の引き上げについては約3分の1の家庭が引き上げの対象となる。平均4,600円という内容の引き上げ内容となっているようであります。そしてまた、保育料引き上げの要因となっております扶養控除廃止に伴う取り扱いについて担当課内部での認識もあいまい、統一されていないということも審査の中で確認されました。一方では扶養控除廃止に伴う影響とはありません。ないような対応しますという答えがあるかと思うと、一方で影響はあるとする答弁もありました。このことについては担当課内部でも提案するに当たって十分な理解といいますか検討がなされていないのだなというふうに受けとめました。検討不十分ということであります。それから子ども子育て支援事業計画というのともあわせて子ども支援新制度導入に当たって示されることになっており、この事業計画によって平成27年度以降取り組んでいくということになってものになっている内容の計画であります。その事業計画には坂元保育所の今後行方、取り組みが示されておられません。当然のことながら、こうした予算当初予算にはあらわれていません。一方では新市街地保育所関係の取り組みがどんどん進んでいる一方で坂元地域の手当てというものがこの予算にはあらわれていない。坂元地域の方々の不安がまた解消されていない。子育てするなら山元町というこの点について、その町の姿勢が見えない。このことといいますかまず坂元地域での保育所機能の確保、これを明確にすべきであります。そのことを強く訴えるものであります。

2点目は定住促進事業についてであります。これは町外移転者の移転者、町外からの移転者の取り扱いに不十分さが見られる。町内に就労していない人もこれは対象とすべきである。この件につきましては審査の中でも確認したところでありますが、これをぜひ人口増を図るといふ町の姿勢があるならば、こうした人もその対象に入れるべきだということを伝えておきたい。

3点目は、宅地かさ上げ助成についてであります。この件についても検討された跡が見えない。事前にそのそうした話があつて検討の方向、その考えを示されたにもかかわらずこの件については当初予算に計上されていない。1,000万円計上されておりますが、その前は2,000万円、そしてその前は6,000万円。どんどん減っていくといいますのも、その制度に不十分な内容のものがあるということから出てきた結果であります。そしてその結果については十分お互い確認し合ったわけであるにもかかわらず今回の当初予算にそれが示されていない。これはこの件については今すぐにでも検討し、もう検討は既に終わっているはずなんです、すぐに実施に移すべきであるということを強く訴えるものであります。

4点目は、被災者全体に向けての支援策が不十分である。きょうの質疑の中でも話をいたしました。新市街地への誘導を図る余り支援策にはその偏りが見え、アンバランスが目立ちます。そのような予算となっております。この間の審査の中でその結果自由に使える貴重な基金がもう1億円しか残っていない。もっともっと、しかしながらまだまだ助成の手を差し伸べなければならない被災者支援被災者はまだまだ数多く存在しております。改めて被災者全体に公平に分配されるよう基金の使途の見直しを強く求めるものであります。

5点目は、既存の町営住宅の管理に関する問題であります。現在町民への貸し出しを注視しているということがこの間明らかになっております。これはどのような根拠をもってのものなのか町民には知らされておられません。本来災害と違って通常業務の中で当たり前の業務として町営住宅の貸し出しというのは行われていなければならないものであります。それがなぜかこの震災後になるんですかね。一般の町民に対して町営住宅の貸し出しが行われていない。そして、それを決めたのが町長個人といいますかそれは町の方針として決められたことではありません。このことは町長自身もおっしゃっておられました。こういう大事なことが全体の会議に諮られることなく、個人の考えで進められているとしたらこれは言語道断、もってのほかというような内容のものではないかと考えます。このことにつきましては、きょうまだその連絡がないと不安を抱えている現地の町民もおられます。そして、このことについてはこの問題がこのことが問題があるということですので取り組むという担当課の話もありましたが、全然その作業は行われていない。これが町長の指示によるものなのか、あるいは担当課の問題なのか、その辺はよくつかめませんが、このことは全く検討の余地はない。今すぐ実施することを強く求めるところであります。この町営管理住宅年々推移を見てみますと予算も少なくなってきた。その背景も今の事実を見ればそうなのかなということが伺えます。今町は復興に向け取り組んでおり、一日も早い達成が求められておりますが、この事実を進めていく上でも予算執行に取り組む姿勢が問われております。この予算を見た場合、子育て支援策支援策被災者への対応、通常業務への取り組みにちぐはぐな面が見られます。町長の町政に取り組む姿勢に問題が見られるのではないかと思います。思われても仕方がない現実があります。

以上、理由を挙げこの予算には反対をするものであります。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいま議題となっております議案第36号平成27年度山元町一般会計予算案に賛成の立場から討論をいたします。

この予算書の中には集中復興年度27年度の最終年に当たり、町の災害震災復興のさらなる進展を進めなければなりません。また、人件費などの事務的経費や町内全域にわたる町長の公約の実現、また国が挙げて推進をしております地方創生に関する重要な27年度の予算が組み込まれています。もし、これが否決されるならば、町民の生活の大混乱、町政の大混乱が発生するのは火を見るよりも明らかであります。

よって、私は27年度一般会計予算書は、予算案は可決すべきものであり、この一般

会計の予算に賛成する立場から討論といたします。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第36号平成27年度山元町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第37号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第37号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第38号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第38号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第39号平成27年度山元町介護保険事業特別会計予算につい

て討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第39号平成27年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第40号平成27年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第40号平成27年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第41号平成27年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第41号平成27年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第39. 同意第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第 1 号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開きいただきます。提案理由でございますが、復興再生元年となる平成 25 年度から 2 年間にわたり多事多難な町政運営に多大な尽力をいただいた門脇克行副町長が今月末をもって宮城県に復帰することとなりました。この際、大震災からの一日も早い復興再生に向け難局を乗り越えるため、後任者といたしまして仙台市在住の宮城県職員嘉藤俊雄氏が適任と考え、選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

参考資料といたしまして次ページに略歴書をおつけいたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。嘉藤氏は昭和 40 年生まれの 49 歳、平成元年に宮城県採用となり、総務部、企画部、環境生活部、産業経済部、教育庁での勤務を経て、現在環境生活部原子力安全対策課原子力事故被害対策専門官の立場にあります。県内市町村の行財政運営を指導監督する総務部市町村課を中心に幅広い行政経験を通じて県勢発展に貢献されており、人望も厚く、山元町の復興課題に対応する豊富な経験と知識を有する方です。何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例 91 番により討論を省略します。

議 長（阿部 均君）これから同意第 1 号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決方法は起立によって行います。

12 番（佐山富崇君）はい、議長。本議会では助役、副町長については起立採決したことありません。投票で採決願います。

議 長（阿部 均君）ただいま 12 番佐山富崇君から起立採決による採決方法に異議を唱える動議が提出されております。その賛同者がおりますかどうか確認したいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）ただいま議長宣告に対し異議がありますが、2 人以上に達しませんので、異議の申し立ては成立しません。

それでは、改めて採決に入らせていただきます。この採決方法は起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、同意第 1 号副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長（阿部 均君） 日程第40. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第1回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5時07分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____